名古屋大学
学　報

事務局総務企画部総務広報課編
郵便番号　４６４－８６０１
名古屋市千種区不老町
電話　名古屋(052)789-2016
平成16年８月１日～平成16年11月30日

第392号

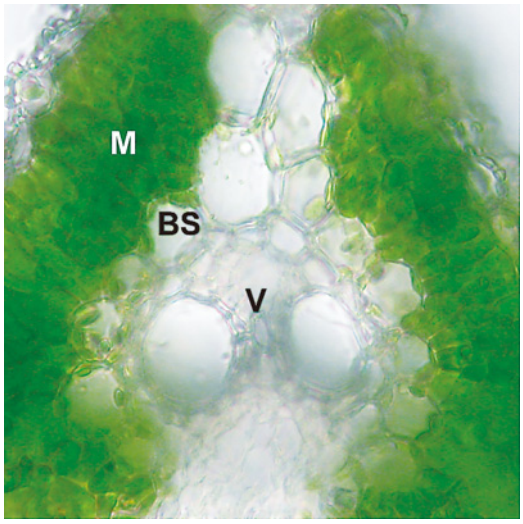

図１　イネの葉身横断切片の光学顕微鏡像
M，葉肉細胞；BS，維管束鞘細胞；V，維管束

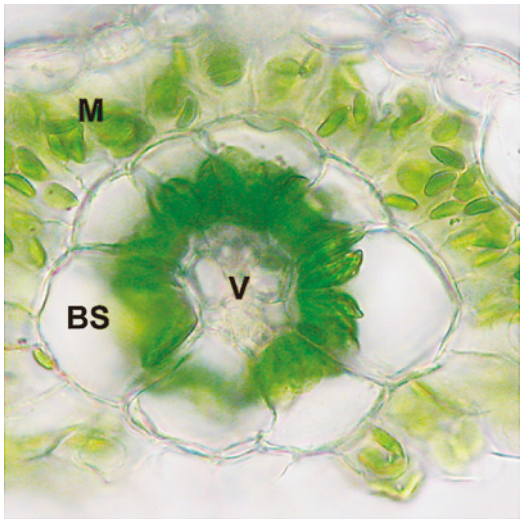

図２　シコクビエ葉身横断切片の光学顕微鏡像

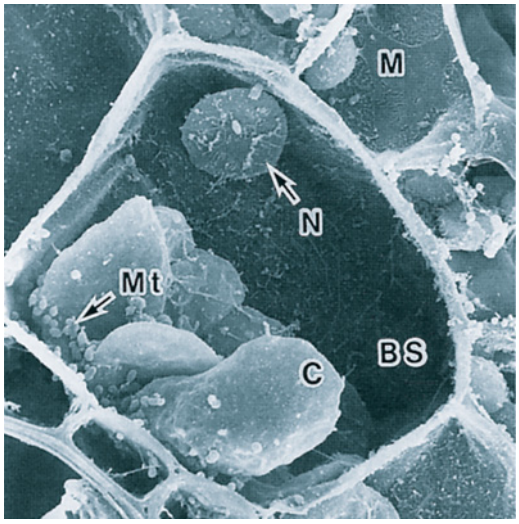

図３　シコクビエの葉身横断切片の走査型電子顕微鏡像
C，葉緑体；Mt，ミトコンドリア；N，核

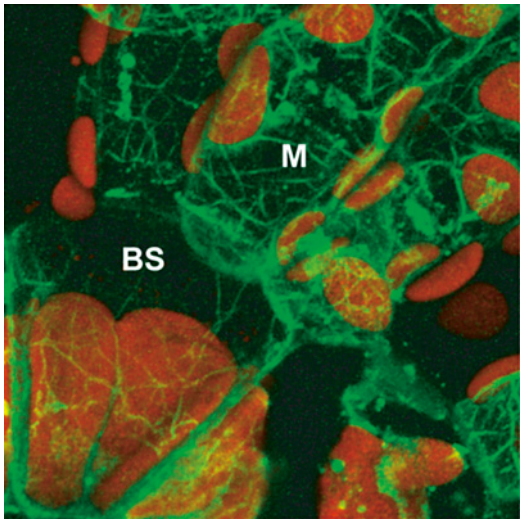

図４　シコクビエの葉身横断切片の蛍光顕微鏡像
間接蛍光抗体法によりアクチン繊維を染色した(緑色).赤色は葉緑体の自家蛍光.

『植物細胞の構造と機能』

目　次

関係法令 …… 4
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
学内規則 …… 6
名古屋大学計画・評価小委員会細則の制定
名古屋大学計画・評価委員会情報小委員会細則の制定
名古屋大学組織・運営委員会附属学校問題検討小委員会細則の制定
名古屋大学キャンパス情報ネットワーク利用規程の制定
名古屋大学中国政府派遣研究員受入規程の制定
名古屋大学特別教授に関する規程の制定
名古屋大学内地研究員受入規程の制定
名古屋大学評価情報分析室規程の一部改正
名古屋大学法人文書管理規程の一部改正
名古屋大学大学教員の任期に関する規程の一部改正
名古屋大学国際交流会館規程の一部改正
名古屋大学法人文書管理規程施行細則の一部改正
名古屋大学契約職員就業規則の一部改正
名古屋大学職員寒冷地手当支給細則の一部改正
名古屋大学職員給与規程の一部改正
名古屋大学職員就業規則の一部改正
名古屋大学職員本給等の支払に関する細則の一部改正
名古屋大学鶴舞地区安全衛生委員会細則の一部改正
規則等の整理に伴う関係規程の一部改正
人　事 …… 30
部局長等の異動
悲報
学　事 …… 31
学位授与
資　料 …… 38
名古屋大学学術振興基金平成16年（第２回）助成採択一覧
学生募集要項

表　紙　説　明

『植物細胞の構造と機能』

私達がふだん何気なく見かける植物もその構造や機能は複雑であり，多様である。

表紙の写真は，主要作物であるイネと雑穀のシコクビエの葉組織構造を示したものである。両植物ともイネ科に属し，細長い葉と茎をもつ。図１はイネ葉身の横断切片を光学顕微鏡で観察したものである。水や栄養分の通り道である維管束（V）の周りを一層の維管束鞘細胞（BS）が取り囲み，さらに外側を葉肉細胞（M）が取りまいている。緑色の顆粒状のものが葉緑体であるが，葉肉細胞にはぎっしりと葉緑体が詰まっている一方，維管束鞘細胞にはごく僅かの葉緑体しか存在しない。イネは，葉肉細胞の葉緑体で主に光合成炭酸固定を行っている。

図２はシコクビエの緑葉横断面であるが，イネとは少々様子が異なっている。すなわち，イネに比べて葉肉細胞に存在する葉緑体の数は少なく，細胞内に散在している。また，その内側に位置する維管束鞘細胞の葉緑体はイネに比べて数が多く，中心の方（維管束側）に片寄っている。シコクビエでは両細胞が分業化することで，特殊な光合成炭素代謝を行っている。すなわち，葉肉細胞において二酸化炭素を固定して有機酸とし，内側の維管束鞘細胞に送り，そこで有機酸を分解し，生じた二酸化炭素を維管束鞘細胞の葉緑体へと供給している。この濃縮ポンプにより維管束鞘細胞の葉緑体近傍の二酸化炭素濃度をイネに比べて10倍以上も上昇させることができる。その結果，効率的な光合成が可能になるとともに，高温・乾燥耐性能も獲得している。このような濃縮ポンプをもつ植物は，夏季に旺盛な生育を示すトウモロコシ，サトウキビ，幾つかの雑草にも備わっている。

図３は走査型電子顕微鏡を用いてシコクビエ葉の細胞内構造を高倍率で観察したものである。維管束鞘細胞内の偏在した葉緑体の周りに多数のミトコンドリアが密着しているのが観察される。ミトコンドリアも濃縮ポンプに関与していることから，葉緑体とミトコンドリアが近接することで，両者間での活発な代謝産物の移動が起こっているものと考えられる。図４は抗アクチン抗体を用いた蛍光顕微鏡観察により，細胞内のアクチン繊維を可視化した

ものである。アクチンは動物の筋肉運動に関わることが良く知られているが，植物でも網目状に細胞内に張り巡らされた細胞骨格として機能している。図では，葉緑体（赤色）の周りをアクチン繊維（緑色）が取り囲んでいるのが観察され，葉緑体などの細胞内小器官を細胞内の特定の場所に留める役割を担っていると考えられる。また，葉緑体に遠心力をかけて強制的に細胞内の位置を乱れさせてもまた元の配置に戻ることから，偏在化することは葉細胞が効率的に代謝活動を行う上で重要なのであろう。

このように細胞の多様な構造は機能と密接に関わっており，その分子的成り立ちを理解することは，作物の生産性や環境耐性能向上のための突破口を見出す術だと考えている。

（生命農学研究科助教授　谷口光隆）

関　係　法　令

○総務省令第126号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項，第４条第１項，第５条第１項及び第６条第１項の規定に基づき，並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を実施するため，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

平成16年10月７日

総務大臣　麻生　太郎

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（趣旨）

第１条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。）に規定する手続等を，行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第３条から第６条までの規定に基づき，電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ，又は行う場合については，他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか，この省令の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この省令において使用する用語は，特段の定めがある場合を除くほか，独立行政法人等個人情報保護法及び情報通信技術利用法において使153用する用語の例による。

２　この省令において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号の定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に定める電子署名をいう。

二　電子証明書　次に掲げるもの（独立行政法人等が情報通信技術利用法第３条第１項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のうち，いずれかに該当するものをいう。

イ　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する電子証明書

ロ　電子署名及び認証業務に関する法律第８条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第４条第１号に規定する電子証明書をいう。）

ハ　商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の２第１項及び第３項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

（適用範囲）

第３条　この省令は，独立行政法人等個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法施行令の規定に基づく手順等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第４条　情報通信技術利用法第３条第１項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は，独立行政法人等が定めるところにより，当該独立行政法人等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を，同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して，申請等を行わなければならない。

２　前項の規定により申請等を行う者は，入力する事項についての情報に電子署名を行い，当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし，独立行政

法人等が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は，この限りでない。

3　第一項の規定により申請等を行う者は，独立行政法人等が定めるところにより，当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用法第３条第１項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し，及び当該独立行政法人等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し，又は当該書面等を提出しなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第５条　独立行政法人等は，情報通信技術利用法第４条第１項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは，当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第６条　独立行政法人等は，情報通信技術利用法第５条第１項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは，当該事項をインターネットを利用する方法，当該独立行政法人等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第７条　独立行政法人等は，情報通信技術利用法第６条第１項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは，当該書面等に記載すべき事項を当該独立行政法人等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調整する方法により作成等を行うものとする。

（委任）

第８条　この省令に定めるもののほか，独立行政法人等個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法施行令に規定する手続等を，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は，独立行政法人等が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この省令は，独立行政法人等個人情報保護法の施行の日（平成17年４月１日）から施行する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令の一部改正）

第２条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成16年総務省令第40号）の一部を次のように改正する。

第１条中「手続等を」の下に「，」を加え，「同項に規定する」を「，」に改める。

第３条第２項中「又は情報公開審査会」を削り，同条第３項を次のように改める。

3　前項の規定により申請等を行う者は，入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に定める電子署名をいう。）を行うことを要しない。

第４条第２項中「独立行政法人等の」を「行政機関等の」に改める。

学　内　規　則

本号に掲載した学内規則のあらまし

制定の部

名古屋大学計画・評価小委員会細則の制定

1　名古屋大学計画・評価小委員会に関する事項について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成16年９月17日とすることとした。

名古屋大学計画・評価委員会情報小委員会細則の制定

1　名古屋大学計画・評価委員会情報小委員会に関する事項について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成16年10月12日とすることとした。

名古屋大学組織・運営委員会附属学校問題検討小委員会細則の制定

1　名古屋大学組織・運営委員会附属学校問題検討小委員会に関する事項について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成16年10月12日とすることとした。

名古屋大学キャンパス情報ネットワーク利用規程の制定

1　名古屋大学キャンパス情報ネットワークの利用に関する事項について定めることとした。
2　この規程の施行期日は,平成16年10月25日とすることとし,平成16年４月１日から適用することとした。

名古屋大学中国政府派遣研究員受入規程の制定

1　名古屋大学が中国政府派遣研究員を受け入れるに当たり，必要な事項について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成16年10月25日とすることとし，施行日前に受け入れた中国政府派遣研究員について経過措置を定めることとした。

名古屋大学特別教授に関する規程の制定

1　名古屋大学特別教授に関する事項について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成16年10月26日とすることとし，平成16年３月31日以前に本学の教官であった者について経過措置を定めることとした。
3　名古屋大学特任教授に関する規程を廃止することとした。

名古屋大学内地研究員受入規程の制定

1　名古屋大学内地研究員を受け入れる場合の取扱いに関する事項について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成16年11月22日とすることとし，施行日前に受け入れた内地研究員について経過措置を定めることとした。

一部改正の部

名古屋大学評価情報分析室規程の一部改正

1　評価情報分析室を評価企画室に改組することに伴い所要の改正及び整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成16年10月１日とすることとした。

名古屋大学法人文書管理規程の一部改正

1　保存期間が満了した法人文書について定義することとした。

2　この改正の施行期日は，平成16年９月27日とすることとした。

名古屋大学大学教員の任期に関する規程の一部改正

1　医学部附属病院医療経営管理部の講師の任期について定めることとした。

2　この改正の施行期日は，平成16年10月４日とすることとした。

名古屋大学国際交流会館規程の一部改正

1　委員の構成について改めることとした。

2　この改正の施行期日は，平成16年10月25日とすることとし，最初の任命に係る委員の任期について経過措置を定めることとした。

名古屋大学法人文書管理規程施行細則の一部改正

1　非現用文書の移管の手続，評価選別の方法及び法人文書ファイル管理簿の更新について所要の整備を行うこととした。

2　その他規程の整備を行うこととした。

3　この改正の施行期日は，平成16年10月25日とすることとした。

名古屋大学契約職員就業規則の一部改正

1　寒冷地手当の支給日について所要の改正を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成16年10月26日とすることとした。

名古屋大学職員寒冷地手当支給細則の一部改正

1　寒冷地手当の支給地域，支給額，支給時期等について所要の改正を行うこととした。

2　その他所要の整備を行うこととした。

3　この改正の施行期日は，平成16年10月26日とすることとし，平成16年10月29日から引き続き演習林及び山地畜産実験実習施設並びに母子里観測所及び高原気候医学研究所に勤務する職員の寒冷地手当の支給に係る経過措置について定めることとした。

名古屋大学職員給与規程の一部改正

1　寒冷地手当の支給日及び支給の基準並びに勤務１時間当たりの給与額の算出方法について所要の改正を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成16年10月26日とすることとした。

名古屋大学職員就業規則の一部改正

1　寒冷地手当の支給日について所要の改正を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成16年10月26日とすることとした。

名古屋大学職員本給等の支払に関する細則の一部改正

1　寒冷地手当の支給方法及び支給時期について定めることとした。

2　この改正の施行期日は，平成16年10月26日とすることとした。

名古屋大学鶴舞地区安全衛生委員会細則の一部改正

1　委員の構成について改めることとした。

2　この改正の施行期日は，平成16年11月22日とすることとした。

規程等の整理に伴う関係規程の一部改正

1　名古屋大学評価情報分析室の改組に伴い，名古屋大学教育研究組織規程ほか，関係規程等について所要の整備を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成16年10月１日とすることとした。

◇制定の部

名古屋大学計画・評価小委員会細則

（趣旨）

第１条　名古屋大学計画・評価委員会規程（平成16年度規程第273号。以下「規程」という。）第７条の規定に基づく小委員会に関する事項は，この細則の定めるところによる。

（設置）

第２条　名古屋大学計画・評価委員会（以下「委員会」という。）に，名古屋大学計画・評価小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（任務）

第３条　小委員会は，中期目標・計画，年度計画，第三者機関による認証評価等に関する諸課題について，企画・立案を行う。

（組織）

第４条　小委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

一　委員会の委員長

二　評価情報分析室長

三　総長補佐のうち委員会の委員長が指名した者

四　各部局の目標・計画・評価を担当する職員のうち委員会の委員長が指名した者

（委員長）

第５条　小委員会に委員長を置き，前条第１号の委員をもって充てる。

2　委員長は，小委員会を招集し，その議長となる。

（副委員長）

第６条　小委員会に副委員長を置き，第４条第３号の委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

2　副委員長は，委員長を補佐する。

（担当者会議）

第７条　各部局の中期目標・計画及び年度計画の作成，実施等に関し，全学間の連絡調整を行うため，小委員会に担当者会議を置く。

2　担当者会議に関する事項は，別に定める。

（庶務）

第８条　小委員会の庶務は，関係部・課の協力を得て，総務企画部企画課において処理する。

（その他）

第９条　この細則に定めるもののほか，小委員会の運営に関し必要な事項は，委員会の議を経て，定める。

附　則

この細則は，平成16年９月17日から施行する。

名古屋大学計画・評価委員会情報小委員会細則

（趣旨）

第１条　名古屋大学計画・評価委員会規程（平成16年度規程第273号）第７条の規定に基づく小委員会に関する事項

は，この細則の定めるところによる。

（設置）

第２条　名古屋大学計画・評価委員会（以下「委員会」という。）に，情報小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（任務）

第３条　小委員会は，情報セキュリティ，全学向け情報システムの運用管理，その他全学に係る情報関連に関する諸課題について調査・審議する。

（組織）

第４条　小委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

一　委員会の委員長

二　総長補佐のうち委員会の委員長が指名した者

三　情報関係部局の職員のうち委員会の委員長が指名した者

四　前号以外の部局の職員のうち委員会の委員長が指名した者

五　その他委員会の委員長が指名した者

（任期）

第５条　前条第３号，第４号及び第５号の委員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

（委員長）

第６条　小委員会に委員長を置き，第４条第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は，小委員会を招集し，その議長となる。

（副委員長）

第７条　小委員会に副委員長を置き，第４条第２号の委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

２　副委員長は，委員長を補佐する。

（庶務）

第８条　小委員会の庶務は，関係部・課の協力を得て，財務部情報企画課において処理する。

（その他）

第９条　この細則に定めるもののほか，小委員会の運営に関し必要な事項は，委員会の議を経て，定める。

附　則

１　この細則は，平成16年10月12日から施行する。

２　この細則の施行の際最初の任命に係る第４条第３号，第４号及び第５号の委員の任期は，第５条本文の規定にかかわらず，平成18年３月31日までとする。

名古屋大学組織・運営委員会附属学校問題検討小委員会細則

（趣旨）

第１条　名古屋大学組織・運営委員会規程（平成16年度規程第274号）第７条の規定に基づく小委員会に関する事項は，この細則の定めるところによる。

（設置）

第２条　名古屋大学組織・運営委員会（以下「委員会」という。）に附属学校問題検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（任務）

第３条　小委員会は，教育学部附属学校の今後の在り方について，検討を行う。

（組織）

第４条　小委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

一　大学院教育発達科学研究科長

二　総長補佐のうち委員会の委員長が指名した者２名

三　大学院文学研究科，大学院法学研究科，大学院経済学研究科，大学院理学研究科，大学院医学系研究科，大

学院工学研究科，大学院生命農学研究科及び附置研究所の教授又は助教授のうち委員会の委員長が指名した者５名

四　教育学部附属中高等学校長

五　教育学部附属高等学校副校長

六　教育学部附属中学校副校長

七　委員会の委員のうち委員会の委員長が指名した者

（任期）

第５条　前条第３号の委員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

（委員長）

第６条　小委員会に，委員長を置き，第４条第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は，小委員会を招集し，その議長となる。

（意見の聴取）

第７条　小委員会が必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　小委員会の庶務は，関係部・課の協力を得て，総務企画部企画課において処理する。

（雑則）

第９条　この細則に定めるもののほか，小委員会の運営に関し必要な事項は，委員会の議を経て，定める。

附　則

１　この細則は，平成16年10月12日から施行する。

２　この細則の施行の際最初の任命に係る第４条第３号の委員の任期は，第５条本文の規定にかかわらず，平成18年３月31日までとする。

名古屋大学キャンパス情報ネットワーク利用規程

（趣旨）

第１条　名古屋大学情報連携基盤センター（以下「センター」という。）が管理・運用する名古屋大学キャンパス情報ネットワーク（以下「NICE」という。）の利用については，この規程の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規程において「NICE の利用」とは，名古屋大学（以下「本学」という。）が所有する IP アドレスを使用して行うネットワーク資源の利用をいう。

２　この規程において「部局」とは，本部，学部，研究科，高等研究院，教養教育院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。

（IP アドレス管理責任者）

第３条　NICE を利用する部局には，部局長が指名した IP アドレス管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　管理責任者は，部局内の IP アドレスの利用について管理する。

（IP アドレスの割当）

第４条　新たに IP アドレスの割当を希望する部局の管理責任者は，別に定める様式によりセンター長に IP アドレスの割当を申請し，割当を受けなければならない。

２　IP アドレスの割当を受けた部局の管理責任者は，利用状況に変更が生じた場合には，速やかにセンター長に届け出なければならない。

（利用資格）

第５条　NICE を利用できる者は，次に掲げる者とする。

一　本学の職員

二　部局において許可された者

三　その他センター長が適当と認めた者

（利用の手続き）

第６条　NICE の利用を希望する者は，当該所属部局の管理責任者から IP アドレスの割当を受けなければならない。

（利用者の責任）

第７条　利用者は，その所属する部局が別に定める様式により，利用内容について管理責任者に届け出なければならない。

２　利用者は，IP アドレスを，第三者に貸与し，又は譲渡してはならない。

３　利用者は，IP アドレスを盗用されないよう適正に管理しなければならない。

４　利用者は，NICE の利用に当たり，名古屋大学情報セキュリティポリシー及び名古屋大学情報セキュリティガイドラインを遵守しなければならない。

（利用の停止）

第８条　センター長は，利用者が前条の規定に違反したときには，その利用を停止することができる。

（経費の負担）

第９条　NICE の利用に係る経費の負担については，別に定める。

附　則

この規程は，平成16年10月25日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

名古屋大学中国政府派遣研究員受入規程

（目的）

第１条　この規程は，名古屋大学（以下「本学」という。）が国際的な学術交流の促進及び学術研究の発展を図るため，教育研究活動の一環として，中華人民共和国政府が派遣する研究者を受け入れるに当たり，必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において，次に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　中国政府派遣研究員　昭和54年12月６日に締結された「文化交流の促進のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」及び文部科学省の委託先である社団法人科学技術国際交流センター（以下「JISTEC」という。）の中国政府派遣研究員事業により，中華人民共和国政府（以下「中国政府」という。）が本学に派遣する研究者をいう。

二　部局　学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。

三　部局長　前号に規定する部局の長をいう。

（中国政府派遣研究員の要件）

第３条　本学が中国政府派遣研究員として受け入れることができる者は，次に掲げるすべての要件を満たしているものとする。

一　教職又は研究経験がおおむね15年以上であること。

二　日本語能力が相当程度に達していると認められること。

三　本学の受入担当教授等の指導及び助言のもとに研究に従事すること。

（受入れ期間）

第４条　本学が中国政府派遣研究員として受け入れる期間は，原則として６か月又は１年とする。

（受入れ手続）

第５条　総長は，JISTEC から本学に中国政府派遣研究員の受入れについて依頼があったときは，速やかに受入希望先の部局長に通知するものとする。

２　部局長は，前項の規定により，総長から研究員の受入れについて通知があったときは，教授会若しくはこれに代わる機関又は教授会等が認める審査機関の議を経て，受入れを決定するものとする。

3　部局長は，前項の規定による研究員の受入れの可否について，総長に報告するものとする。
4　総長は，前項の報告を受けたときは，受入れの可否について，JISTEC へ回答するものとする。
（研究料）
第６条　JISTEC は，本学が中国政府派遣研究員の受入れを決定した後，６か月又は１年の受入れ期間ごとに，別に定める研究料を納入するものとする。
（便宜供与）
第７条　部局長は，中国政府派遣研究員が研究に従事するために必要な施設，設備等を利用させるものとする。
（旅費及び滞在費）
第８条　中国政府派遣研究員の派遣・帰国旅費及び滞在費は，中国政府が負担するものとする。
（身元保証等）
第９条　中国政府派遣研究員の身元保証及び経済上の保証は，中国政府が行い，在日中国大使館の関係館員が，保証人となるものとする。
（規程等の遵守）
第10条　中国政府派遣研究員は，本学の諸規程及び受入担当教員の指示を遵守しなければならない。
（雑則）
第11条　この規程に定めるもののほか，中国政府派遣研究員の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規程は，平成16年10月25日から施行する。
2　この規程の施行日前から受け入れている中国政府派遣研究員については，なお従前の例による。

名古屋大学特別教授に関する規程

（趣旨）
第１条　名古屋大学特別教授（以下「特別教授」という。）に関し必要な事項は，この規程の定めるところによる。
（資格等）
第２条　総長は，名古屋大学（以下「本学」という。）の大学教員又は本学の大学教員であった者のうち，ノーベル賞，フィールズ賞，文化勲章，文化功労者又はそれらと同等の研究教育活動の功績をたたえる賞若しくは顕彰を受けた者に対し，特別教授の称号を付与することができる。
2　特別教授の称号の英語表記は，University Professor とする。
（選考）
第３条　特別教授の選考は，本人の同意を得た上で，教育研究評議会の議を経て，総長が行う。
（雑則）
第４条　この規程に定めるもののほか，特別教授に関し必要な事項は，教育研究評議会の議を経て，総長が定める。

附　則

1　この規程は，平成16年10月26日から施行する。
2　平成16年３月31日以前に本学の教官であった者は，第２条に規定する本学の大学教員であった者に含むものとする。
3　名古屋大学特任教授に関する規程（平成16年度規程第68号）は，廃止する。

名古屋大学内地研究員受入規程

（目的）
第１条　この規程は，国立大学法人，大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学等」という。）の教員（教授，助教授，講師（常時勤務の者に限る。）及び助手をいう。以下同じ。）を所属先を離れてその専攻する学問分野の研究に専念させ，教授研究能力を向上させるため，内地研究員として名古屋大学（以下「本学」という。）に受け入れる場合の取扱いについて，必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一　部局　学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。

二　内地研究員　本学が他の国立大学等から受け入れる教員をいう。

（資格）

第３条　内地研究員になることのできる者は，国立大学等の教員とする。ただし，教授については，教育研究上特に必要がある場合に限るものとする。

（研究期間）

第４条　内地研究員の研究期間は，原則として６か月以上10か月以内とする。ただし，受入れを許可する日の属する年度を超えることはできない。

（受入れの承諾）

第５条　総長は，別紙様式１の「内地研究員派遣申請書」により他の国立大学等（以下「派遣元」という。）の長から派遣元に所属する教員を内地研究員として派遣することについて申請があったときは，速やかに当該教員の受入先となる部局長に通知するものとする。

２　部局長は，前項の規定により通知があったときは，教授会等の議を経て，当該教員について内地研究員として受入れを許可する。

３　部局長は，内地研究員の受入れの可否について，総長に報告するものとする。

４　総長は，前項の規定により部局長から報告があったときは，派遣元の長に受入れの可否について通知をするものとする。

（内地研究員の旅費の負担）

第６条　内地研究員として必要とする旅費については，派遣元の負担とする。

（内地研究員の研究費）

第７条　内地研究員の研究費の月額は，次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において，日割り計算は，行わないものとする。

区　　分	研　　究　　費
教　　授	28,000円
助　教　授	15,000円
講　　師	11,000円
助　　手	7,000円

２　内地研究員の研究内容等により，前項の研究費の額を増額する必要がある場合は，本学と派遣元が協議して，月額を別に定めることができる。

３　派遣元の長は，内地研究員の受入れを許可されたときは，内地研究員の派遣期間に応じて，研究費を一括して納入するものとする。

４　既納の研究費は，原則として返還しない。

（研究の開始）

第８条　内地研究員は，研究開始の日までに本学の研究場所に到着し，本学で研究を開始した後，速やかに別紙様式２の「内地研究員研究開始届」を部局長に提出しなければならない。

２　部局長は，前項の規定により内地研究員から研究開始の届け出があったときは，総長に報告するものとする。

（研究方法）

第９条　内地研究員は，指導教授等の指導の下に，本学の施設及び設備備品を利用して研究に従事するものとする。

（内地研究員の責務）

第10条　内地研究員は，この規程に定めるもののほか，本学の諸規程を遵守しなければならない。

（研究の中止）

第11条　総長は，内地研究員の研究期間中において，研究の中止について派遣元の長から通知があったときは，研究の中止を決定し，部局長に通知する。

（研究の終了）

第12条　内地研究員は，当該研究が終了したときは，速やかに別紙様式３の「内地研究員研究終了届」を部局長に提出しなければならない。

２　部局長は，前項の規定により内地研究員から研究の終了の届け出があったときは，総長に報告するものとする。

（適用除外）

第13条　内地研究員の取扱いについて，特別な事情があると総長が認めた場合は，この規程の一部を派遣元となる国立大学等又は内地研究員に対して適用しないことができる。

（雑則）

第14条　この規程に定めるもののほか，内地研究員に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，平成16年11月22日から施行する。

２　この規程の施行日前から受け入れている内地研究員については，この規程により受け入れたものとみなす。

別紙様式１

内地研究員派遣申請書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

派遣機関の長　　印

下記のとおり貴学において内地研究員として研究に従事させたいので，許可願います。

記

所属	学部 学科	職名		氏名	（ふりがな） 年　月　日生（　歳）
所属の講座・学科目及び担当授業科目	講座・学科目				
最終卒業学校及び卒業年月	年　月卒業				
研究題目					
研究期間	平成　年　月　日～平成　年　月　日（　か月）				
希望する指導教員の所属部局・職・氏名	所　属： 職名・氏名：				
備考					

別紙様式２

内地研究員研究開始届

平成　　年　　月　　日

（名古屋大学部局長）　殿

所　　属
職名・氏名　　印

貴学において，内地研究員として下記のとおり研究を開始しましたので届け出ます。

記

１．派遣元国立大学等の名称	
２．研　究　期　間	自　平成　　年　　月　　日 至　平成　　年　　月　　日
３．研　究　場　所	
４．専攻する学問分野又は研究課題	
５．そ　　の　　他	

別紙様式３

内地研究員研究終了届

平成　　年　　月　　日

（名古屋大学部局長）　殿

所　　属
職名・氏名　　印

下記のとおり，内地研究員の研究が終了したので届け出ます。

記

１．派遣元国立大学等の名称	
２．研　究　期　間	自　平成　　年　　月　　日 至　平成　　年　　月　　日
３．研　究　場　所	
４．専攻する学問分野又は研究課題	
５．研究終了年月日	平成　　年　　月　　日

◇一部改正の部

名古屋大学評価情報分析室規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文	改　正　条　文
名古屋大学評価情報分析室規程	名古屋大学評価企画室規程
（設置） 第１条　名古屋大学（以下「本学」という。）における全学の計画評価に関し必要な情報の集約，調査及び分析を行うため，本学に，評価情報分析室（以下「分析室」という。）を置く。	（同左） 第１条　名古屋大学（以下「本学」という。）における全学の計画・評価に関し必要な情報の収集，調査及び分析並びにそれを踏まえた企画の支援業務を行うため，本学に，評価企画室を置く。
（業務） 第２条　分析室は，前条の設置目的を達成するため，次に掲げる業務を行う。 一　計画評価のためのマネジメント情報システムの開発・運用に関する事項 二　計画評価のための調査及び分析に関する事項 三　名古屋大学全学計画評価委員会（以下「委員会」という。）への情報提供及び委員会から依頼された専門的実務に関する事項 四　その他本学の計画評価に関し必要な事項	（同左） 第２条　評価企画室は，前条の設置目的を達成するため，次に掲げる業務を行う。 一　計画・評価に係る情報の収集，調査及び分析並びにそれを踏まえた企画の支援に関する事項 削る。 二　名古屋大学計画・評価委員会等（以下「委員会等」という。）への情報提供及び委員会等から依頼された専門的実務に関する事項 三　計画・評価のためのマネジメントシステムの開発・運用に関する事項 四　その他本学の計画・評価に関し必要な事項
（室長） 第３条　分析室に室長を置く。 ２　（省略） ３　室長は，分析室の業務を掌理する。	（同左） 第３条　評価企画室に室長を置く。 ２　（省略） ３　室長は，評価企画室の業務を掌理する。
	（副室長） 第４条　評価企画室に副室長を置くことができる。 ２　副室長は，次条第１項の室員のうちから室長が指名する。 ３　副室長は，室長の業務を補佐する。
（室員） 第４条　分析室に室員若干名を置く。 ２　（省略） ３　室員は，室長の指示に従い，分析室の業務に従事する。	（同左） 第５条　評価企画室に室員若干名を置く。 ２　（省略） ３　室員は，室長の指示に従い，評価企画室の業務に従事する。
（事務） 第５条　分析室に関する事務は，関係部課の協力を得て，総務企画部企画課が行う。	（同左） 第６条　評価企画室に関する事務は，関係部　課の協力を得て，総務企画部企画課が行う。

附　則

この規程は，平成16年10月１日から施行する。

名古屋大学法人文書管理規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文	改　正　条　文
（移管又は廃棄） 第８条　保存期間（延長された場合にあっては，延長後の保存期間。本条において同じ。）が満了した法人文書は，名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）に移管するものとする。 ２　文書管理者は，前項により法人文書を移管する場合，資料室長に当該法人文書について，当分の間廃棄しないよう申し出ることができる。 ３　（省略） （省略）	（同左） 第８条　保存期間（延長された場合にあっては，延長後の保存期間。本条において同じ。）が満了した法人文書（以下「非現用文書」という。）は，名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）に移管するものとする。 ２　文書管理者は，前項により非現用文書を移管する場合，資料室長に当該非現用文書について，当分の間廃棄しないよう申し出ることができる。 ３　（省略） （省略）

附　則

この規程は，平成16年９月27日から施行する。

名古屋大学大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文

別表（第２条関係）

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項			根拠規定
部局名	専攻，講座，研究部門等			可否	任期	回数	
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
医学部附属病院	医療経営管理部	教　授 助教授 助　手	６年	可	６年	１回	法第４条第１項第１号
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

改　正　条　文

（同左）

（同左）		（同左）	（同左）	（同左）			（同左）
（同左）	（同左）			（同左）	（同左）	（同左）	
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（同左）	（同左）	教　授 助教授 講　師 助　手	（同左）	（同左）	（同左）	（同左）	（同左）
	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

附　則

この規程は，平成16年10月４日から施行する。

名古屋大学国際交流会館規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文	改　正　条　文
（委員）	（同左）
第４条　委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。	第４条　（同左）
一　（省略）	一　（省略）
二　情報文化学部，研究科，留学生センター及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授１名	二　情報文化学部，研究科，エコトピア科学研究機構，留学生センター，物質科学国際研究センター及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名
三～五　（省略）	三～五　（省略）
２　（省略）	２　（省略）
（省略）	（省略）

附　則

１　この規程は，平成16年10月25日から施行する。

２　この規程の施行の際最初の任命に係る第４条第１項第２号の委員の任期は，第５条第１項本文の規定にかかわらず，平成18年３月31日までとする。

名古屋大学法人文書管理規程施行細則の一部を改正する細則新旧対照

現　行　条　文	改　正　条　文
（法人文書の移管）	（非現用文書の移管）
第34条　規程第８条第１項の規定により，法人文書を移管しようとする場合は，文書管理者は，資料室長に引渡しを申し出るものとする。	第34条　規程第８条第１項の規定により，非現用文書を移管しようとする場合は，文書管理者は，非現用文書管理簿（別記様式第６号）を添えて資料室長に引渡しを申し出るものとする。
２　資料室長は，前項の規定による引渡しの申出があったときは，速やかに移管に応じるものとする。この場合において，文書管理者は，移管した法人文書について，法人文書ファイル管理簿にその旨を記入しなければならない。	２　資料室長は，前項の規定による引渡しの申出があったときは，速やかに移管に応じるものとする。この場合において，文書管理者は，移管した非現用文書について，法人文書ファイル管理簿にその旨を記入しなければならない。
（法人文書の廃棄）	（非現用文書の選別）
第35条　資料室は，規程第８条第１項により移管を受けた法人文書を評価選別し，廃棄する場合は，非現用文書管理簿にその旨を記入しなければならない。	第35条　資料室は，規程第８条第１項により移管を受けた非現用文書について，歴史的又は学術的資料として保存するものと廃棄するものに評価選別し，非現用文書管理簿にその旨を記入しなければならない。
２　（省略）	２　（省略）
（法人文書ファイル管理簿の作成及び更新）	（同左）
第36条　（省略）	第36条　（省略）
２　法人文書ファイル管理簿の更新は，保存期間の延長，移管又は廃棄を実施した法人文書について毎年５月31日までに行うものとする。	２　法人文書ファイル管理簿の更新は，文書分類の見直し，保存期間の延長，移管又は廃棄を実施した法人文書について毎年５月31日までに行うものとする。

（省略）

別記様式第６号（非現用文書管理簿）

平成　　年　　月　　日廃棄承認
平成　　年　　月　　日廃棄

整理番号	文書分類			法人文書ファイル名	保存期間	保存期間満了時期
	大分類	中分類	小分類			
（省略）						

（省略）

（同左）

平成　　年　　月　　日承認
削る。

（同左）	（同左）			（同左）	（同左）	（同左）	＊評価選別の結果
	（同左）	（同左）	（同左）				
（省略）							

備考：「＊評価選別の結果」欄は，大学文書資料室が記入するので，記入しないこと。

附　則

この細則は，平成16年10月25日から施行する。

名古屋大学契約職員就業規則の一部を改正する規則新旧対照

現　行　条　文

（給与の支給日）
第22条　（省略）
２　（省略）
３　寒冷地手当は，10月31日に支給する。ただし，支給定日（この項において，10月31日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に，支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。

（省略）

改　正　条　文

（同左）
第22条　（省略）
２　（省略）
３　寒冷地手当は，11月から翌年３月までの毎月17日に支給する。ただし，支給日（この項において，毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に，支給日が月曜日で，かつ，休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。
（省略）

附　則

この規則は，平成16年10月26日から施行する。

名古屋大学職員寒冷地手当支給細則の一部を改正する細則新旧対照

現　行　条　文

（趣旨）

第１条　名古屋大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第34条第３項の規定に基づく名古屋大学に勤務する職員の寒冷地手当に関する事項については，この細則の定めるところによる。

（寒冷地手当の支給地域及び支給額）

第２条　寒冷地手当の支給地域は，第２項の表に掲げるとおりとし，寒冷地手当の額は，基準額，加算額及び特別加算額を合計した額とする。

２　前項に規定する基準額は，基準日（基準日の翌日から翌年２月末日までの間（以下「調整期間」という。）に職員となった者にあっては，職員となった日。以下同じ。）における支給地域の区分及び世帯等の区分に応じ，次の表に定める額とする。

支給地域の区分	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が３人以上ある職員	扶養親族が１人又は２人ある職員	扶養親族のない職員	
母子里観測所	円 163,700	円 136,500	円 82,900	円 59,200
高原気候医学研究所	円 129,600	円 108,000	円 65,000	円 45,800
演習林 山地畜産実験実習施設	円 39,600	円 33,000	円 19,800	円 14,200
その他総長が認めた地域	総長が別に定める。			

３　第１項に規定する加算額は，基準日における職員の世帯等の区分に応じ，次の表に定める額とする。

支給地域	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
母子里観測所	66,500円	44,300円	22,200円
高原気候医学研究所	8,200円	5,500円	2,700円
その他総長が認めた地域	総長が別に定める。		

改　正　条　文

（同左）

第１条　名古屋大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第34条第２項の規定に基づく名古屋大学に勤務する職員の寒冷地手当に関する事項については，この細則の定めるところによる。

（同左）

第２条　寒冷地手当の支給地域及び支給額は，基準日において在勤する地域及び職員の世帯等の区分に応じ，次の表に掲げるとおりとする。

支給地域	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
母子里観測所	月額 26,380円	月額 14,580円	月額 10,340円
高原気候医学研究所	17,800円	10,200円	7,360円
その他総長が認めた地域	総長が別に定める。		

２　前項の表に掲げる「扶養親族のある職員」には，扶養親族のある職員であって，同表に掲げる支給地域に居住する扶養親族のないもののうち，次の各号に該当するものは含まない。

一　給与規程第17条第１項の規定による単身赴任手当（以下「単身赴任手当」という。）を支給される職員であって，職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が２以上ある場合にあっては，すべての住居）と前項の表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（以下「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるもの

二　単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって，扶養親族と同居していないもののうち，最短距離が60キロメートル以上であるもの

３　給与規程第34条第１項第１号の「別に定めるもの」は，前２項に規定する「扶養親族のある職員」をいう。

４　採用又は異動等により新たに支給対象職員となった場合は，その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）

4　第１項に規定する特別加算額は，演習林，山地畜産実験実習施設及び総長が認めた地域に豪雪があった場合に豪雪期間内に当該地域に在勤する職員で寒冷地手当の支給を受けた者に，豪雪期間（総長がそのつど定める）内における世帯等の区分に応じ，次の表に定める額を支給する。ただし，豪雪期間内の全日数にわたって給与規程第34条第１項第１号から第６号までに掲げる職員及び基準日から１年以内の間に豪雪に係る寒冷地手当の支給を受けた職員には支給しない。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
7,500円	5,000円	2,500円

5　基準日の翌日から翌年２月末日までの間に採用，異動等の事由により職員（再雇用職員を除き，有給休職者を含む。）として在勤することとなった者に支給する寒冷地手当の額は，前４項の規定にかかわらず，寒冷地手当の支給を受けることとなった日における当該職員の世帯等の区分をもって同日の直前の基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出されるこれらの規定による寒冷地手当の額に，次の表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

時期の区分	割　　合	
	支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の100	100分の80
12月１日から12月末日まで	100分の75	100分の60
１月１日から１月末日まで	100分の50	100分の40
２月１日から２月末日まで	100分の25	100分の20

（休職者の支給額）

第３条　（省略）

（手当額の追給及び返納）

第４条　給与規程第34条又は前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき，追給又は返納が生から支給し，支給対象職員が支給地域外へ異動し，退職し，解雇され又は死亡した場合は，その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで支給する。

（休職者等の支給額）

第３条　（省略）

2　給与規程第41条第１項の規定の適用を受ける職員の寒冷地手当の額は，前条の規定による額からその半額を減じた額とする。

（日割計算の額等）

第４条　次に掲げる場合における寒冷地手当の額は，前条各項の規定にかかわらず，第２条第１項の規定

じた場合には，その事由が生じた日における当該職員の支給地域の区分，世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基準となるべき事項をもって基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して次に掲げるとおりとすること。

一　追給する場合　調整期間内に次に掲げる事由が単独又は重複して生じた場合及びこれらの事由と次号に掲げる返納事由が同日に生じた場合で，当該事由の生じた日における当該職員に係る寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額(以下「事由発生後の額」という。)が，当該事由の生じた日の前日における当該職員に係る寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額（以下「事由発生前の額」という。）を超えることとなるときは，次条第１号に定める額を追給する。

イ　寒冷地手当の額の高い地域へ異動すること。

ロ　職員の世帯等の区分が「その他」から「世帯主」になる等上位に変わること。

ハ　有給休職者が復職すること。

ニ　休職給の支給割合が大きくなること。

ホ　本給の半額が減ぜられた者の当該半減に係る期間が終了すること。

二　返納させる場合　寒冷地手当の支給を受けていた職員が，基準日の翌日から翌年の１月末日までの期間内に，次に掲げる事由が生じた場合及び次に掲げる事由と前号に掲げた追給事由とが同日において生じた場合で，事由発生後の額が事由発生前の額を下回ることとなるときは，次条第２号に定める額を返納させること。

イ　寒冷地手当の額の低い地域へ異動又は寒冷地以外の地域に異動した場合

ロ　世帯等の区分が「世帯主」から「その他」になる等下位に変更となった場合

ハ　職員でなくなった場合。(死亡により職員でなくなった場合を除く。)

ニ　有給休職者以外の職員が有給休職者となること。

ホ　給与規程第37条の規定により支給割合が小さくなること。

ヘ　本給の半額が減ぜられること。

による額を超えない範囲内で，日割によって計算して得た額とする。

一　基準日において，前条各項のいずれにも該当しない職員が，当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に，前条各項のいずれかに該当する職員となった場合

二　基準日において，前条各項のいずれかに該当する職員が，当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に，前条各項のいずれにも該当しない職員となった場合

三　前条各項のいずれかに該当する職員が，基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に前条他の項に該当する職員となった場合

2　前項の日割計算は，当該月の現日数から名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成16年度規程第50号）第11条及び第12条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

時期の区分	追給割合	
	寒冷地手当の額の高い地域への異動の場合	その他の場合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の100	100分の80
12月１日から12月末日まで	100分の75	100分の60
１月１日から１月末日まで	100分の50	100分の40
２月１日から２月末日まで	100分の25	100分の20

（追給額及び返納額）

第５条　前条の規定により寒冷地手当の追給額及び返納額を算定する場合には,次に掲げるとおりとする。

一　前条第１号の場合にあっては，事由発生後の額から事由発生前の額を減じた額（前条の規定により返納を行った後に同条の規定により追給すべき事由が生じた場合にあっては，事由発生後の額から既支給額と返納額との差額を減じた額）に当該事由の生じた日の属する時期の区分に応じ，次の表に掲げる割合を乗じて得た額

時期の区分	返納割合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の50
12月１日から12月末日まで	100分の37.5
１月１日から１月末日まで	100分の25

二　前条第２号の規定による「事由発生後の額が事由発生前の額を下回ることとなる場合」にあっては，事由発生前の額から事由発生後の額を減じた額,「寒冷地以外の地域に異動した場合及び職員でなくなった場合（死亡により職員でなくなった場合を除く。）」にあっては，事由発生前の額に，それぞれ当該事由の生じた日の属する時期の区分に応じ，次の表に掲げる返納割合を乗じて得た額。ただし,「この号に掲げる場合であって，当該事由の生じた日の直前の基準日から当該事由の生じた日の前日までの間に２回以上寒冷地手当の支給を受けていた場合」にあっては，直前に支給を受けていた寒冷地手当の額に次の表に掲げる返納割合を乗じて得た額

（支給方法等）

第６条　給与規程第34条第１項の規定による寒冷地手当は，基準日に支給する。

２　給与規程第34条第２項の規定による寒冷地手当

（支給要件の確認）

第５条　総長は，寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは，職員の扶養親族の住居の所在地及び居住の状況等について確認する。

２　総長は，前項の確認を行う場合において必要と認めるときは，職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

削る。

は，支給すべき事由の生じた際に支給する。 3　第４条の規定による追給又は返納は，それぞれ追給すべき事由又は返納させるべき事由が生じた際に行う。 4　第２条第４項の規定による豪雪に係る寒冷地手当は，総長が指定する日に支給する。	
第７条　（省略）	第６条　（省略）
第８条　（省略）	第７条　（省略）

附　則

1　この細則は，平成16年10月26日から施行する。

2　平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き演習林及び山地畜産実験実習施設に勤務する職員にあっては，基準日において，改正前の細則第２条により算出した額（当該職員の旧基準日以降における世帯等の区分のうち最も下位の区分による額）を５で除して得た額（以下「みなし基礎額」という。）を，給与規程第４条第３項及び第34条第１項の規定に準じて，平成18年３月までの間支給する。

3　旧基準日から引き続き母子里観測所及び高原気候医学研究所に勤務する職員にあっては，基準日において，みなし基礎額から，次の区分に掲げる額を減じた額（以下「特例支給額」という。）が，改正後の細則第２条で算出した額を超えるときは，特例支給額を給与規程第４条第３項及び第34条第１項の規定に準じて，平成21年３月までの間支給する。

平成16年11月から平成17年３月まで　6,000円
平成17年11月から平成18年３月まで　10,000円
平成18年11月から平成19年３月まで　14,000円
平成19年11月から平成20年３月まで　18,000円
平成20年11月から平成21年３月まで　22,000円

4　前２項に規定するみなし基礎額の算出にあたっては，給与規程第41条第１項の規定は適用しない。

5　改正後の細則第３条及び第４条の規定は，第２項及び第３項の規定により寒冷地手当を支給される職員に準用する。

名古屋大学職員給与規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文	改　正　条　文
（給与の支給日） 第４条　（省略） 2　（省略） 3　寒冷地手当は，10月31日に支給する。ただし，支給定日（この項において，10月31日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に，支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。	（同左） 第４条　（省略） 2　（省略） 3　寒冷地手当は，11月から翌年３月までの毎月17日に支給する。ただし，支給日（この項において，毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に，支給日が月曜日で，かつ，休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。
（省略） （勤務１時間当たりの給与額の算出） 第24条　第21条から第23条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は，本給，本給の調整額，これに対する調整手当，管理職手当，特地勤務手当（扶養手	（省略） （同左） 第24条　第21条から第23条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は，本給，本給の調整額，これに対する調整手当，管理職手当，特地勤務手当（扶養手

当を基礎として算出した部分は除く。)，特地勤務手当に準ずる手当（扶養手当を基礎として算出した部分は除く。)，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額を160で除して得た額とする。	当を基礎として算出した部分は除く。)，特地勤務手当に準ずる手当（扶養手当を基礎として算出した部分は除く。)，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，教職調整額及び寒冷地手当の月額の合計額を160で除して得た額とする。
2　（省略）	2　（省略）
（省略）	（省略）
（寒冷地手当）	（同左）
第34条　寒冷地手当は，10月31日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし，その日が土曜日に当たるときはその前日とする。以下「基準日」という。）において，別に定める地域に在勤する職員（再雇用職員を除き，人事交流による出向により勤務する職員及び第37条の規定により給与の支給を受ける職員で第１号に該当するもの以外の者（以下「有給休職者」という。）を含む。）に対して支給する。ただし，次に該当する者には支給しない。	第34条　寒冷地手当は，11月から翌年３月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において，別に定める地域に在勤する職員（再雇用職員を除き，人事交流による出向により勤務する職員及び第37条の規定により給与の支給を受ける職員で第１号に該当するもの以外の者(以下「有給休職者」という。）を含む。）に対して支給する。ただし，次に該当する者には支給しない。
一　本邦外にある職員（基準日から翌年２月末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある者に限る。ただし，世帯主である職員でその扶養親族が当該期間内に本邦に居住するものを除く。）	一　本邦外にある職員（ただし，世帯主である職員でその扶養親族が本邦に居住するもののうち別に定めるものを除く。）
二～七　（省略）	二～七　（省略）
2　前項のほか，基準日の翌日から翌年２月末日までの間に採用，異動等の事由により職員（再雇用職員を除き，有給休職者を含む。）として在勤することとなった者に対しても支給する。	削る。
3　前２項に定めるもののほか，寒冷地手当の　支給額及びその他必要な事項は，別に定める。	2　前項に定めるもののほか，寒冷地手当の支給額及びその他必要な事項は，別に定める。
（省略）	（省略）

附　則

この規程は，平成16年10月26日から施行する。

名古屋大学職員就業規則の一部を改正する規則新旧対照

現　行　条　文	改　正　条　文
（給与の支給日）	（同左）
第25条　（省略）	第25条　（省略）
2　（省略）	2　（省略）
3　寒冷地手当は，10月31日に支給する。ただし，支給定日（この項において，10月31日を「支給定日」という。)が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に，支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。	3　寒冷地手当は，11月から翌年３月までの毎月17日に支給する。ただし，支給日（この項において，毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に，支給日が月曜日で，かつ，休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。

（省略）	（省略）

附　則

この規則は，平成16年10月26日から施行する。

名古屋大学職員本給等の支払に関する細則の一部を改正する細則新旧対照

現　行　条　文	改　正　条　文
（扶養手当，住居手当，通勤手当及び単身赴任手当の支給）	（扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当及び寒冷地手当の支給）
第７条　扶養手当，住居手当，通勤手当及び単身赴任手当は，本給の支給方法に準じて支給する。ただし，本給の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため，その日に支給することができないときは，その日後に支給することができる。	第７条　扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当及び寒冷地手当は，本給の支給　方法に準じて支給する。ただし，本給の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため，その日に支給することができないときは，その日後に支給することができる。
２　（省略）	２　（省略）
	３　第１項の規定にかかわらず，寒冷地手当の支給において，次に掲げる事由が生じた　場合は，当該基準日に係る寒冷地手当をその日に支給する。
	一　基準日から支給日の前日までの間において退職し，又は死亡した場合
	二　基準日から引き続いて給与規程第34条第１項各号のいずれかに該当している職員が，支給日後に当該事項に該当しなくなった場合
（省略）	（省略）

附　則

この細則は，平成16年10月26日から施行する。

名古屋大学鶴舞地区安全衛生委員会細則の一部を改正する細則新旧対照

現　行　条　文	改　正　条　文
（組織）	（同左）
第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。	第３条　（同左）
一～三　（省略）	一～三　（省略）
四　産業医　１名	四　産業医　２名
五～六　（省略）	五～六　（省略）
七　職員のうち，安全に関し経験を有する者のうちから総括安全衛生管理者が指名した者　３名	七　職員のうち，安全に関し経験を有する者のうちから総括安全衛生管理者が指名した者　４名
八　（省略）	八　（省略）
（省略）	（省略）

附　則

この細則は，平成16年11月22日から施行する。

名古屋大学評価情報分析室の改組に伴う関係規程等を整理する規程新旧対照

名古屋大学教育研究組織規程の一部改正

現　行　条　文	改　正　条　文
（学内共同教育研究施設）	（同左）
第11条　（省略）	第11条　（省略）
2　本学に，教育研究を全学共通に支援する施設として，次の施設を置く。	2　（同左）
一～四　（省略）	一～四　（省略）
五　評価情報分析室	五　評価企画室
六～十五　（省略）	六～十五　（省略）
3　（省略）	3　（省略）
（省略）	（省略）

国立大学法人名古屋大学教育研究評議会規程の一部改正

現　行　条　文	改　正　条　文
（組織）	（同左）
第３条　教育研究評議会は，次に掲げる評議員をもって組織する。	第３条　（同左）
一～十　（省略）	一～十　（省略）
十一　発達心理精神科学教育研究センター，法政国際教育協力研究センター，農学国際教育協力研究センター，留学生センター，高等教育研究センター，博物館，大学文書資料室，評価情報分析室，国際学術コンソーシアム推進室，学生相談総合センター及び附属図書館研究開発室の教授のうちから１名	十一　発達心理精神科学教育研究センター，法政国際教育協力研究センター，農学国際教育協力研究センター，留学生センター，高等教育研究センター，博物館，大学文書資料室，評価企画室，国際学術コンソーシアム推進室，学生相談総合センター及び附属図書館研究開発室の教授のうちから１名
十二～十三　（省略）	十二～十三　（省略）
２～４　（省略）	２～４　（省略）
（省略）	（省略）

名古屋大学計画・評価委員会規程の一部改正

現　行　条　文	改　正　条　文
（組織） 第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 一～二　（省略） 三　評価情報分析室長及び情報連携基盤センター長 四～六　（省略） （省略）	（同左） 第３条　（同左） 一～二　（省略） 三　評価企画室長及び情報連携基盤センター長 四～六　（省略） （省略）

名古屋大学事務組織規程の一部改正

現　行　条　文

（省略）

附　則

1　（省略）

2　第４条第７項の規定にかかわらず，当分の間，次の表の左欄に掲げる学内共同教育研究施設等の事務は，同表の右欄に掲げる事務部等において処理する。

学内共同教育研究施設等の名称	事　務　部　等
（省略）	（省略）
評価情報分析室	総務企画部企画課
（省略）	（省略）

改　正　条　文

（省略）

附　則

1　（省略）

2　（同左）

（同左）	（同左）
（省略）	（省略）
評価企画室	（同左）
（省略）	（省略）

名古屋大学事務分掌規程の一部改正

現　行　条　文	改　正　条　文
（企画課の事務分掌） 第３条　（省略） ２～４　（省略） ５　大学評価掛においては，次の事務を分掌する。 一～四　（省略） 五　評価情報分析室に関すること。 ６　（省略） （省略）	（同左） 第３条　（省略） ２～４　（省略） ５　（同左） 一～四　（省略） 五　評価企画室に関すること。 ６　（省略） （省略）

名古屋大学安全衛生管理規程の一部改正

現　行　条　文

別表第１（第４条関係）

事業場	部　局
東山地区	（省略） 評価情報分析室 （省略）
（省略）	（省略）

別表第２（第10条第１項関係）

部　局	部局安全管理者	安全管理担当者
（省略）	（省略）	（省略）
評価情報分析室	施設企画課長	人事労務課厚生掛長
（省略）	（省略）	（省略）

別表第３（第10条第３項関係）

部　局	部局衛生管理者	衛生管理担当者
（省略）	（省略）	（省略）
評価情報分析室	人事労務課長	人事労務課厚生掛長
（省略）	（省略）	（省略）

改　正　条　文

（同左）

（同左）	（同左）
（同左）	（省略） 評価企画室 （省略）
（省略）	（省略）

（同左）

（同左）	（同左）	（同左）
（省略）	（省略）	（省略）
評価企画室	（同左）	（同左）
（省略）	（省略）	（省略）

（同左）	（同左）	（同左）
（省略）	（省略）	（省略）
評価企画室	（同左）	（同左）
（省略）	（省略）	（省略）

名古屋大学計画・評価小委員会細則の一部改正

現　行　条　文

（組織）

第４条　小委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

一　（省略）

二　評価情報分析室長

三～四　（省略）

（省略）

改　正　条　文

（同左）

第４条　（同左）

一　（省略）

二　評価企画室長

三～四　（省略）

（省略）

附　則

この規程は，平成16年10月１日から施行する。

人　　事

◇　部局長等の異動

経済学研究科長・経済学部長に友杉　芳正教授

平成16年６月17日付け北原　淳経済学研究科長・経済部長辞任に伴う後任に，友杉芳正教授が平成16年８月１日付けで就任した（平成17年３月31日まで）。

文学研究科長・文学部長に杉山　寛行教授

平成16年10月31日付け神尾　美津雄文学研究科長・文学部長の任期満了に伴う後任に，杉山　寛行教授が平成16年11月１日付けで就任した（平成18年10月31日まで）。

アイソトープ総合センター長に西澤　邦秀教授

西澤　邦秀アイソトープ総合センター長は，平成16年９月30日任期満了したが，再選され平成16年10月１日付けで再任した（平成18年３月31日まで）。

◇　悲　　報

中　重治名誉教授

中重治名誉教授（元工学部）は，去る平成16年10月13日に逝去されました。享年79歳。

同名誉教授は昭和19年９月金沢工業専門学校化学工業科卒業，19年９月内閣中央航空研究所研究員，23年６月石川県教諭，24年９月東京工業試験所名古屋支所助手，26年２月同試験所通商産業技官（同試験所名古屋支所は27年８月名古屋工業技術試験所に改組），31年４月同試験所主任研究員を経て，38年４月名古屋大学工学部助教授，43年４月同大学工学部附属人工結晶研究施設教授に就任，63年３月停年により退職され，同年４月名古屋大学名誉教授の称号を授与されました。

この間，同名誉教授は昭和52年の工学研究結晶材料工学専攻の創設及びその後の整備・充実に尽力されるとともに，53年４月からは，工学部附属人工結晶研究施設長として，同研究施設の整備・拡充に努力され，55年同施設第三部門（客員部門）「結晶反応工学の研究」の設置に大きく貢献されました。学協会活動においても，窯業協会基礎科学部会部会長，日本材料学会理事及び高圧力部門委員会委員長，第四回高圧力国際会議実行委員，第三回フェライト国際会議組織委員，日本学術会議結晶学研究連絡委員を努め，さらに日本学術振興会高圧力138委員会委員，科学技術庁「高機能材料開発のための表面・界面の制御技術に関する研究」研究推進委員会委員，ニューセラミックス技術開発フロンティア事業推進会議委員，日本工業技術振興会新無機材料部会顧問等を歴任し，産学官の研究協力の推進に大きく貢献されました。

同名誉教授は本学に25年余りの永きにわたり在職され教育・研究の発展に寄与されました。また，本学退職後は昭和63年４月から平成５年３月まで金沢工業大学教授，平成５年４月から12年３月まで同大学特任教授を務め私学教育の振興に尽力されました。

ここに同名誉教授のご功績を偲び，慎んで哀悼の意を表します。

村松　達夫教授

村松達夫教授（生命農学研究科）は，去る平成16年11月１日に逝去されました。享年51歳。

同教授は，昭和51年３月名古屋大学農学部卒業，53年３月同大学大学院農学研究科博士課程前期課程修了，57年３月同大学大学院農学研究科博士課程後期課程修了，57年４月から58年３月同大学大学院研究生を経て，58年４月名古屋大学農学部助手として採用後，62年11月同大学農学部助教授，平成11年４月同大学大学院生命農学研究科助教授，14年４月同大学大学院生命農学研究科教授に就任されました。

この間，同教授は，生命農学研究科の各種委員会の委員を歴任され，生命農学研究科の管理運営に貢献されました。

学会活動においても，World’s Poultry Science Associa-

tion，栄養生理研究会，東海遺伝子医療研究会，東海畜産学会，日本異種移植研究会，日本家禽学会，日本畜産学会，日本動物細胞工学会，日本分子生物学会員として活発に活動され，日本畜産学会賞，後藤養鶏学術奨励賞を受賞されました。

同教授は本学に21年余りの永きにわたり在職され，教育・研究の向上に寄与されました。

ここに同教授のご功績を偲び，慎んで哀悼の意を表します。

奥山　剛教授

奥山剛教授（生命農学研究科）は，去る平成16年11月２日に逝去されました。享年61歳。

同教授は昭和41年３月三重大学農学部卒業，43年３月名古屋大学大学院農学研究科修士課程修了，同博士課程に進学，45年４月に名古屋大学農学部助手として採用後，60年１月同大学農学部助教授，平成６年４月同大学農学部教授，平成11年４月同大学大学院生命農学研究科教授に就任されました。

この間，同教授は日本木材学会副会長，同理事，同事業委員会委員長，同中部支部長，日本木材加工技術協会理事を歴任され，国際木材科学アカデミー会員，国際森林科学研究機関連合第５部門における早世樹研究委員会委員長，同チーク研究委員会副委員長にも選出され，木材科学および森林科学の国際的発展に貢献されました。一方，学識経験者として，大学評価・学位授与機構大学評価委員会評価員，日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員，社団法人海外林業コンサルタンツ協会環境配慮型熱帯林管理手法確立調査事業委員会委員，広島県産学官連携推進委員会委員を務め，社会に多大な貢献をされました。

同教授は本学に33年余りの永きにわたり在職され，教育・研究の向上に寄与されました。

ここに同教授のご功績を偲び，慎んで哀悼の意を表します。

学　　事

◇　学　位　授　与

授与月日	学位の種類	氏　名	本籍地	論　文　題　目	備　考
16．8.31	博士(医学)	石原　尚子	愛知県	Clinical and molecular analysis of Mowat-Wilson syndrome associated with *ZFHX1B* mutations and deletions at 2q22-q24.1 (*ZFHX1B* 変異および染色体２q22-q24.1欠失を伴う Mowat-Wilson 症候群の臨床および分子遺伝学的解析)	課程修了によるもの
16．9.15	博士(工学)	木方　十根	岐阜県	近代日本における高等諸学校の立地と計画に関する研究	論文提出によるもの
16．9.24	〃	唐　景春	中華人民共和国	Study on the Disposal of Biological Solid Waste by Composting Process (コンポスト化による生物系廃棄物処理に関する研究)	課程修了によるもの
〃	〃	Pornprommin Adichai	タイ王国	FLUVIAL BAR FORMATION AND CHANNELLIZATION AS INSTABILITY PROBLEMS (移動床不安定問題としての砂州と沖積デルタの形成に関する研究)	〃

16. 9.24	博士(工学)	馬　賢鎬	大韓民国	透水性斜面における流速場と底質移動機構に関する基礎的研究	課程修了によるもの
〃	〃	劉　斌	中華人民共和国	車両用防護柵の性能照査型統合設計システムに関する研究	〃
〃	〃	路　志浩	〃	SEISMIC PERFORMANCE EVALUATION AND RETROFITTING METHODOLOGY FOR STEEL ARCH BRIDGES (鋼アーチ橋の耐震性能照査法と耐震性向上に関する研究)	〃
16. 9.30	博士(文学)	稲垣　恵一	愛知県	カントの「経験の限界」の哲学	〃
〃	博士(工学)	大橋　啓之	東京都	情報ストレージ高密度化および高速化のための薄膜磁気ヘッドに関する研究	論文提出によるもの
〃	博士(文学)	永田　道弘	静岡県	小説から演劇へ－ レーモン・ルーセル『アフリカの印象』の翻案劇をめぐって	課程修了によるもの
〃	博士(工学)	堂田　丈明	富山県	Molecular and Cellular Approaches to Developmental Regulation of Liver Cells (細胞工学的アプローチによる肝臓発生の解析)	〃
〃	〃	松野　隆	愛媛県	失速域におけるデルタ翼ロール運動とその制御に関する研究	〃
〃	博士(学術)	喩　仲乾	中華人民共和国	中国景徳鎮セラミックス産業に関する経営史的考察 －明清以来生産システムの変容をめぐって－	〃
〃	〃	行本　勢基	東京都	日本企業における熟練の再編成と国際移転に関する研究－中部圏金型産業の事例から－	〃
〃	博士(教育心理学)	木野　和代	愛知県	対人場面における怒り表出とその影響 －肯定的側面への注目－	〃
〃	博士(医学)	蟹江　匡治	〃	TEL-Syk fusion constitutively activates PI3-K/Akt, MAPK and JAK2-independent STAT5 signal pathways (TEL-Syk 融合遺伝子による PI3-K/Akt,MAPK と JAK2 を介さない STAT5 シグナル伝達系の恒常的な活性化)	〃
〃	〃	劉　紅年	中華人民共和国	Presynaptis activity and Ca^{2+} entry are required for the maintenance of NMDA receptor-independent LTP at visual cortical excitatory synapses (視覚野興奮性シナプスにおける NMDA 受容体非依存性長期増強の維持にはシナプス前性活動と Ca^{2+}流入が必要である)	〃
〃	〃	月山　克史	愛知県	GIP is the Major Insulinotropic Factor in K_{ATP} Null Mice (GIP は ATP 感受性 K^{+}チャネル(K_{ATP})を欠失するマウスのインスリン分泌において主要な役割を果たしている)	〃
〃	〃	市江　和子	〃	Cumulative Fatigue Symptoms among Caregivers in Japan (日本の介護労働者における蓄積的疲労徴候)	〃

16．9.30	博士(医学)	平川　仁尚	山口県	Effects of home massage-rehabilitation therapy for the bed-ridden elderly: a pilot trial with a three-month follow-up (在宅寝たきり高齢者における往療マッサージの効果に関する研究：３ヶ月間の予備的研究)	課程修了によるもの
〃	〃	時々輪真由美	愛知県	A Targeting Mutation of Tyrosine 1062 in *Ret* Causes A Marked Decrease of Enteric Neurons and Renal Hypoplasia (Ret チロシン1062の変異マウスは著明な腸管神経細胞の減少と腎臓の低形成を呈する)	〃
〃	〃	坪井　秀夫	〃	Paeoniflorin Induces Apoptosis of Lymphocytes Through a Redox-Linked Mechanism (パエオニフロリンはレドックス関連機構によりリンパ球のアポトーシスを誘導する)	〃
〃	博士(農学)	安藤　正規	岐阜県	ニホンジカによる樹木剥皮発生機構に関する基礎的研究	〃
〃	博士(工学)	湯浅　禎之	千葉県	実サージ過電圧に対するGISの絶縁評価手法に関する研究	論文提出によるもの
〃	〃	葛西　昭	青森県	地盤との連成を考慮した鋼橋の耐震・免震・制震設計法に関する基礎的研究	〃
〃	〃	八木　渉	愛知県	極低温用冷凍機の高性能化に寄与する磁性蓄冷材料とその冷凍能力に関する研究	〃
〃	〃	矢野　一久	〃	界面活性剤を鋳型としたシリカ多孔体の合成制御	〃
〃	〃	酒本晋太郎	北海道	超音波による配管腐食診断システムの研究	〃
〃	博士(心理学)	藤田知加子	愛知県	漢字仮名混じり語の視覚的表象に関する研究 －表記の親近性効果に着目して－	〃
〃	〃	丹下　智香子	〃	青年期における死に対する態度 －発達と死の主題－	〃
〃	博士(医学)	宇都宮節夫	静岡県	TT Virus Infection in Hemodialysis Patients （血液透析患者における TT Virus 感染）	〃
〃	〃	山田　清康	岐阜県	Diagnostic usefulness of postexercise systolic blood pressure response for detection of coronary artery disease in patients with echocardiographic left ventricular hypertrophy (心エコー上左室肥大を認める患者の冠動脈疾患診断に対する運動負荷試験回復期血圧反応の有用性)	〃
〃	〃	三宅　美緒	愛知県	Production of Granulomatous Inflammation in Lungs of Rat Pups and Adults by Sephadex Beads (セファデックスビーズによる幼若ラット及び成熟ラット肺における肉芽腫性炎症の形成)	〃
〃	博士(理学)	宇津巻竜也	島根県	藍色細菌の時計タンパク質 KaiA の構造と機能：機能ドメイン，X 線結晶構造解析及び構造－機能相関の解明	〃

16.10.15	博士(数理学)	岡田　朋子	愛知県	Non-well-founded集合論の特徴とNon-standard解析の応用	課程修了によるもの
〃	博士(農学)	星野　明	埼玉県	土壌圏における生分解性プラスチックの分解挙動に関する基礎的研究	論文提出によるもの
〃	〃	尾山　公一	愛知県	配糖化フラボンの合成とメタロアントシアニンのキラル分子認識機構の研究	〃
〃	〃	丹羽　利夫	〃	コーンスターチ製造副産物に含まれる微量成分の構造と活性に関する化学的研究	〃
16.10.29	博士(文学)	淺井　祥子	〃	江戸雑俳の基礎的研究	課程修了によるもの
〃	博士(理学)	松木　篤	山梨県	Long-range transport of mineral dust through the free troposphere and its seasonality :Persistence of the background KOSA in the East Asia-Western Pacific region (自由対流圏を介した鉱物粒子の長距離輸送とその季節的特徴：東アジア西太平洋地域におけるバックグラウンド黄砂の持続性)	〃
〃	〃	山下　洋平	静岡県	Chemical Chracteristics and Dynamics of Dissolved Organic Matter in the Marine Environments (海洋における溶存有機物の化学的特性と動態に関する研究)	〃
〃	博士(工学)	瀬川　修	岐阜県	音声認識を用いた電力系統監視制御システムの高度化に関する研究	〃
〃	〃	Mehrdad Panahpour Tehrani	ｲﾗﾝ･ｲｽﾗﾑ共和国	3D Image Processing and Communication in Camera Sensor Networks － Free Viewpoint Television Networking － (カメラ・センサ・ネットワークにおける３次元画像処理と通信に関する研究－自由視点テレビのネットワーク化－)	〃
〃	〃	金　孝政	大韓民国	定圧ろ過を利用したスラリー特性評価に関する研究	〃
〃	〃	小野　孝二	大分県	新生児および成人のＸ線診断における放射線防護に関する研究 －医療被ばくの線量低減に向けて－	〃
〃	博士(医学)	鳥居　明子	愛知県	Vitamin A Reduces Lung Granulomatous Inflammation with Eosinophilic and Neutrophilic Infiltration in Sephadex-Treated Rats (ビタミンＡはセファデックス処理ラットにおける肺の好酸球菌・好中球性浸潤を伴う肉芽腫性炎症を軽減する)	〃
〃	〃	于　一民	中華人民共和国	Effects of MPSS and a potent iNOS inhibitor on traumatic spinal cord injury (外傷性脊髄損傷に対するコハク酸メチルプレドニゾロンナトリウムと強力な誘導型一酸化窒素合成酵素阻害剤の効果)	〃

16.10.29	博士(医学)	渡邉(岩水)幸子	静 岡 県	Frequent expression of CD30 antigen in the primary gastric non-B, non-Hodgkin lymphomas (胃原発非 B, 非ホジキンリンパ腫における CD30抗原の高頻度発現)	課程修了によるもの
〃	〃	杉本　憲治	愛 知 県	A serine/threonine kinase, Cot/Tpl2, modulates bacterial DNA-induced IL-12 production and helper Tcell differentiation (Cot/Tpl2 は細菌由来 DNA による IL-12産生を抑制し T-cell の分化を制御する)	〃
〃	〃	落合(高須)恵子	〃	The Role of Midkine and Pleiotrophin in Liver Regeneration (肝再生におけるミッドカインとプレイオトロフィンの役割)	〃
〃	〃	岡田　洋平	〃	Retinoic-acid-concentration-dependent acquisition of neural cell identity during in vitro differentiation of mouse embryonic stem cells (マウス胚性幹細胞の神経分化におけるレチノイン酸濃度依存的な神経性細胞の特異性制御)	〃
〃	〃	前田　健吾	福 井 県	Biochemical and biological responses induced by coupling of Gab1 to phosphatidylinositol 3-kinase in RET -expressing cells (RET を発現する細胞での Gab1 とフォスファチジルイノシトール３キナーゼの結合により生じる生化学的および生物学的な反応)	〃
〃	〃	岡本　都子	愛 知 県	Autoantibodies to DFS70/LEDGF are increased in alopecia areata patients (脱毛症患者における DES70/LEDGF に対する自己抗体の増加)	〃
〃	〃	浅井　真人	岐 阜 県	NFAT Is Involved in the Depolarization-Induced Activation of Growth Hormone Releasing Hormone Gene Transcription In Vitro (転写因子 NFAT はインビトロの系において脱分極が誘導する成長ホルモン放出ホルモンの遺伝子転写亢進の現象に関与する。)	〃
〃	〃	八木　文子	鹿児島県	GADD34 Induces p53 Phosphorylation and p21/WAF 1 Transcription (GADD34 は p53 のリン酸化と p21/WAF1 の転写を誘導する)	〃
〃	博士(理学)	荒木　啓介	愛 知 県	海洋産生物活性セスタテルペン Mangicol 類の合成研究	〃
〃	〃	髙橋　厚裕	宮 城 県	Numerical modeling on the transfers of momentum and carbon dioxide in a soil-vegetation-atmosphere system (土壌－植生－大気システムにおける運動量と二酸化炭素の輸送に関する数値モデル化)	〃

16.10.29	博士(農学)	吉田　耕治	愛知県	酸性霧を主体とする複合ストレスに対するモミ苗木の生理応答	課程修了によるもの
〃	〃	大串　憲祐	三重県	A Study on The Establishment of A System for Breeding Malting Barley with High Quality in the Semi-Arid Area of Australia (オーストラリア半乾燥地域における高品質ビール大麦品種の開発に関わる研究)	〃
〃	〃	KUNDIM Bangi Albert	パプアニューギニア	Chemical Studies on Novel Antifungal Metabolites from Myxobacteria (粘液細菌由来の新規抗真菌性代謝産物に関する化学的研究)	〃
〃	博士(工学)	宮田　裕之	兵庫県	ケーブル絶縁材料の高電界現象に関する研究	論文提出によるもの
〃	〃	村岡　　隆	佐賀県	電力用コンデンサの大容量・高電圧化に関する研究	〃
〃	〃	御厨　照明	愛知県	複合荷重下における疲労き裂の進展挙動に関する破壊力学的研究	〃
〃	〃	齋藤　紀子	宮城県	自己組織化膜テンプレートを用いた水溶液からの酸化亜鉛のパターン析出	〃
〃	〃	山上　達也	奈良県	The Stress Diffusion Coupling Model for Gel Dynamics － Theory and Computational Implementation － (高分子ゲルダイナミクスの応力拡散結合－理論検証とシミュレータの構築－)	〃
〃	博士(医学)	小林　　真	愛知県	Amino Acid Substitutions in the Nonstructural Region 5A of HepatitisCVirus Genotypes 2a and 2b and Its Relation to Viral Load and Response to Interferon (C型肝炎ウイルス遺伝子型2a及び2bにおける非構造領域5Aのアミノ酸変異とウイルス量及びインターフェロン治療効果との関係)	〃
〃	〃	小林　英昭	長野県	Effects of Atherosclerotic Plaque on the Enlargement of an Experimental Model of Abdominal Aortic Aneurysm in Rabbits (家兎実験的腹部大動脈瘤における動脈硬化性プラークの影響)	〃
16.11.15	博士(文学)	太田　直道	宮城県	カント反省的判断論の研究	〃
16.11.30	博士(教育心理学)	植村善太郎	愛知県	新入成員に対する集団からの受容性に関する研究	課程修了によるもの
〃	博士(工学)	EVENSON CALIXTE	ハイチ共和国	REDUCTION IN SEVERITY OF CIRCUIT BREAKER DUTY BY MEANS OF FAULT CURRENT LIMITER (限流器による電力用遮断器の遮断責務低減効果に関する研究)	〃

16.11.30	博士(医学)	中川　拓	愛知県	Identification of Decatenation G_2 Checkpoint Impairment Independently of DNA Damage G_2 Checkpoint in Human Lung Cancer Cell Lines (ヒト肺癌細胞株における DNA 損傷 G_2 チェックポイントと無関係な Decatenation G_2 チェックポイント異常の発見)	課程修了によるもの
〃	〃	小川　靖	〃	Autoantigenicity of DFS70 is restricted to the conformational epitope of C-terminal alpha-helical domain (DFS70の自己抗原性はC末端のアルファヘリックスドメインにおける立体構造依存性エピトープに限局する)	〃
〃	〃	星野　伸	〃	Spatial and Intracellular Distribution of the Endogenous Calcineurin-Inhibitory Proteins, ZAKI-4, in Mouse Brain (内因性カルシニューリン阻害蛋白，ZAKI-4，のマウス脳における分布と細胞内局在)	〃
〃	〃	清水　真	〃	Detection of various types of human papillomavirus DNA, mainly belonging to the cutaneous group, more frequently in normal tissue than in squamous cell carcinomas of the lip (主に皮膚型に分類される様々なタイプのヒトパピローマウイルス DNA が口唇扁平上皮癌に比べ正常口唇からより多く検出される)	〃
〃	〃	水野(李)鳳霞	〃	Presynaptic muscarinic acetylcholine receptors suppress GABAergic synaptic transmission in the intermediate gray layer of mouse superior colliculus (マウス上丘中間層における，ムスカリン型アセチルコリン受容体の活性化による GABA 作動性シナプス伝達のシナプス前抑制作用)	〃
〃	博士(理学)	古田　史生	岐阜県	モリブデンカソードとチタンアノード電極による電界放出暗電流の削減に関する基礎研究	〃
〃	博士(農学)	山下　飛鳥	東京都	GENETIC STRUCTURE WITHIN A *FAGUS CRENATA* POPULATION IN AN OLD-GROWTH BEECH FOREST (ブナ老齢林におけるブナ集団内の遺伝構造)	〃
〃	博士(学術)	Md. Moniruzzaman	バングラデシュ人民共和国	NGOs and Empowerment: The Sociopolitical Contexts of NGOs' Grassroots Empowerment in Bangladesh (NGO とエンパワーメント：バングラデシュにおける NGO の草の根エンパワーメントの社会政治的文脈)	〃
〃	博士(工学)	小平　英一	神奈川県	ニアコンタクト・インタフェース用磁気ヘッドスライダの浮上特性と摺動特性に関する研究	論文提出によるもの
〃	〃	辻内　亨	富山県	Development of Ultrasonic Field Evaluation and its Application to Sonochemistry (超音波音場の評価とソノケミストリーへの応用に関する研究)	〃

資　　料

◇　平成16年度（第２回）名古屋大学学術振興基金助成採択一覧

Ⅰ．学術研究助成

（金額単位：千円）

所　属	職　名	氏　名	研　究　課　題	助成決定額	備　考
工学研究科	講　師	酒井　武治	アーク加熱風洞気流特性評価	630	
工学研究科	助　手	荒巻　光利	超小型Ｔ型イオントラップの作製とそのイオン切り替え特性の評価	630	
医学系研究科	教　授	大野　欽司	イオンチャンネル遺伝子における alternative splicing の分子機構	469	
情報科学研究科	助教授	永峰康一郎	花崗岩に含まれる気体炭素化合物の組成に着目した地下深部情報の推定	400	
エコトピア科学研究機構	助　手	笹井　亮	光応答性を示す有機／無機層状半導体ハイブリッド型光学材料の創生と特性評価	400	
医学部附属病院	講　師	入谷　修司	精神疾患患者死後脳の神経病理学的検討	400	
医学部附属病院	助　手	山本　晃士	血管再生治療のために最も適した幹細胞ソースの量的・質的評価	400	
博　物　館	教　授	西川　輝昭	愛知教育博物館旧蔵標本資料の基礎研究	100	

計８件　　3,429千円

Ⅱ．研究集会

（金額単位：千円）

所　属	職　名	氏　名	研　究　課　題	助成決定額	備　考
経済学研究科	教　授	荒山　裕行	第21回名古屋大学－フライブルグ大学ジョイントセミナー地域統合に向けた経済システムの構築－ヨーロッパの経験とアジアの現状・見通し	220	
情報科学研究科	教　授	三井　斌友	SciCADE05,2005 International Conference on Scientific Computation and Differential Equations（科学技術計算と微分方程式に関する国際会議）	500	
工学研究科	教　授	黒田　新一	第11回組織化された分子膜国際会議	200	
エコトピア科学研究機構	機構長	松井　恒雄	エコトピア科学研究機構設立記念国際シンポジウム－エコトピア科学研究の国際的開放型融合研究拠点形成をめざして－	300	

計４件　　1,220千円

Ⅲ．海外派遣

（金額単位：千円）

所　属	職　名	氏　名	研　究　課　題	助成決定額	備　考
文学研究科	講　師	藤木　秀朗	Association for Asian Studies の年次大会において，パネル・ディスカッションでの口頭発表	175	被派遣者：藤木　秀朗
教育発達科学研究科	教　授	吉田　俊和	学会への参加および研究発表	100	被派遣者：吉澤　寛之
経済学研究科	教　授	高桑宗右ヱ門	15th DAAAM International Symposium での一般講演	215	被派遣者：三輪　冠奈
経済学研究科	教　授	高桑宗右ヱ門	2004 Winter Simulation Conference での一般講演	195	被派遣者：野村　淳一
留学生センター	助教授	堀江　未来	韓国国際教育担当者協議会にて，韓国における「留学生５万人受容れ計画」の進展についての情報収集	120	被派遣者：堀江　未来
工学研究科	助　手	劉　　軍	米国機械学会　IDETC2005での研究結果発表	150	被派遣者：劉　　軍
エコトピア科学研究機構	教　授	大日方五郎	IEEE Conference on Robotics,Automation and Mechatronics への参加	100	被派遣者：三浦　弘樹
エコトピア科学研究機構	助教授	内山　知実	第４回環境水力学に関する国際会議へ出席，研究発表，資料収集	80	被派遣者：八神　寿徳
環境医学研究所	助教授	本荘　晴朗	AHA Scientific Sesions 2004 でのポスター発表	200	被派遣者：中川　晴道

計９件　　1,335千円

Ⅳ．招へい

（金額単位：千円）

所　属	職　名	氏　名	研　究　課　題	助成決定額	備　考
文学研究科	教　授	坪井　秀人		150	招聘者：ニューヨーク大学東アジア研究部（アメリカ合衆国）教授 Harry D. Harootunian（ハリー・D・ハルトゥーニアン）
法学研究科	教　授	北住　炯一		205	招聘者：コンスタンツ大学法学部（ドイツ）教授 Heinrich Wilms（ハインリッヒ・ウィルムス）

計２件　　355千円

Ⅴ．出版助成

（金額単位：千円）

所　属	職　名	氏　名	研　究　課　題	助成決定額	備　考
国際言語文化研究科	教　授	中井　政喜	二十年代中国文芸批評論	220	

計１件　　220千円

◇　平成17年度名古屋大学学生募集要項

Ⅰ　出願資格

本学に出願することができる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。なお，推薦入学者選抜については，「Ⅷ　推薦入学者選抜」の項も参照のこと。

1　高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成17年３月卒業見込みの者

2　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成17年３月修了見込みの者

3　学校教育法施行規則第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成17年３月31日までにこれに該当する見込みの者

これらの者は，次のとおりである。

ア　外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び平成17年３月31日までに修了見込みの者，又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

イ　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成17年３月31日までに修了見込みの者

ウ　文部科学大臣の指定した者

エ　大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者及び平成17年３月31日までに合格見込みの者で，平成17年３月31日までに18歳に達するもの

オ　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，平成17年３月31日までに18歳に達するもの

（注）上記出願資格（**３のオ**）により出願する者は，「出願資格（３のオ）により出願する者について」を参照のこと。

Ⅱ　募集方法等

本学では，一般選抜及び推薦入学者選抜による学生を募集する。

一般選抜は，全学部分離・分割方式（前期日程・後期日程）により，次のとおり募集する。

なお，推薦入学者選抜に関しては，「Ⅷ　推薦入学者選抜」の項を参照のこと。

一般選抜の試験実施日程等

方式	分離・分割方式	
日程	前期日程	後期日程
試験実施学部	全学部	全学部
試験実施日	平成17年２月25日㈬	平成17年３月12日㈮

※　試験実施日には，「名古屋大学受験票」，「大学入試センター試験受験票」を持参すること。

Ⅲ　募集人員

学部・学科等名			前期日程	後期日程	推薦入学	帰国子女等特別選抜	社会人特別選抜	合計
文学部			100	25				125
教育学部			53	12				65
法学部			85	20	40	5		150
経済学部			130	35	40			205
情報文化学部	自然情報学科		22	10			5	37
	社会システム情報学科		23	10			5	38
	小計		45	20			10	75
理学部			195	25	50			270
医学部	医学科		75	10	10			95
	保健学科	看護学専攻	52	8	20			80
		放射線技術科学専攻	23	7	10			40
		検査技術科学専攻	20	8	12			40
		理学療法学専攻	12	2	6			20
		作業療法学専攻	11	4	5			20
		計	118	29	53			200
	小計		193	39	63			295
工学部	化学・生物工学科		105	30	15			150
	物理工学科		133	38	19			190
	電気電子・情報工学科		119	34	17			170
	機械・航空工学科		112	32	16			160
	社会環境工学科		49	14	7			70
	小計		518	148	74			740
農学部	資源生物環境学科		56	7	7			70
	応用生物科学科		79	11	10			100
	小計		135	18	17			170
合計			1,454	342	284	5	10	2,095

（注）1．上記募集人員のうち，法学部（帰国子女等），経済学部（推薦入学），情報文化学部（社会人），工学部（推薦入学）については，別途の募集要項により平成16年11月上旬に願書の受付が終了している。

2．情報文化学部，医学部，工学部及び農学部は，上記のとおり学科別等により募集する。
なお，医学部保健学科は，上記のとおり専攻別に募集する。

Ⅳ　大学入試センター試験の受験を要する教科・科目

本学に出願する場合は，「平成17年度大学入試センター試験」の教科・科目のうち，下記の教科・科目を受験した者に限る。受験を要する科目は，志願する学部（学科）及び選抜の種類によっても異なっているので十分に注意すること。

なお，下表を利用して（【注】に留意）志願者自身で，志願する学部（学科）の受験科目をチェックして，本学の出願要件を満たしていることを必ず確認し，志願票の「平成17年度大学入試センター試験受験教科・科目申告票」に受験したすべての科目について該当する記号を○で囲むこと。

<table>
<tr><th colspan="2">学部（学科）名</th><th>選抜の種類</th><th>大学入試センター試験の受験を要する教科・科目</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">文学部</td><td>一般選抜
（前期日程）</td><td rowspan="2">国（国Ⅰ・国Ⅱ）
地歴（世A，世B，日A，日B，地理A，地理Bから1）
公民（現社，倫，政経から1）
数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1）
理（総理，物B，化B，生B，地学Bから1）
外（英，独，仏，中，韓から1）　［6教科7科目］</td></tr>
<tr><td>一般選抜
（後期日程）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">教育学部</td><td>一般選抜
（前期日程）</td><td rowspan="2">国（国Ⅰ・国Ⅱ）
地歴（世B，日B，地理Bから1）
公民（現社，倫，政経から1）
数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ，数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1）
理（総理，物B，化B，生B，地学Bから1）
外（英，独，仏，中，韓から1）　［6教科7科目］</td></tr>
<tr><td>一般選抜
（後期日程）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">法学部</td><td>推薦入学者選抜</td><td rowspan="2">国（国Ⅰ・国Ⅱ）
地歴（世B，日B，地理Bから1）
公民（現社，倫，政経から1）
数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1）
理（総理，物B，化B，生B，地学Bから1）
外（英，独，仏，中，韓から1）　［6教科7科目］</td></tr>
<tr><td>一般選抜
（前期日程）</td></tr>
<tr><td>一般選抜
（後期日程）</td><td>国（国Ⅰ・国Ⅱ）
地歴（世B，日B，地理Bから1）
公民（現社，倫，政経から1）
外（英，独，仏，中，韓から1）　［4教科4科目］</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">経済学部</td><td>推薦入学者選抜</td><td>受験を必要としない。（ただし，本選抜は，11月で終了した。）</td></tr>
<tr><td>一般選抜
（前期日程）</td><td rowspan="2">国（国Ⅰ・国Ⅱ）
地歴（世B，日B，地理Bから1）
公民（現社，倫，政経から1）
数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1）
理（総理，物B，化B，生B，地学Bから1）
外（英，独，仏，中，韓から1）　［6教科7科目］</td></tr>
<tr><td>一般選抜
（後期日程）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報文化学部</td><td rowspan="2">自然情報学科</td><td>一般選抜
（前期日程）</td><td>国（国Ⅰ・国Ⅱ）
地歴・公民（世B，日B，地理B，現社，倫，政経から1）
数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1）
理（総理，物B，化B，生B，地学Bから2）
外（英，独，仏，中，韓から1）　［5教科7科目］</td></tr>
<tr><td>一般選抜
（後期日程）</td><td>数（数Ⅰ，数Ⅰ・数A，数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1）
理（総理，物B，化B，生B，地学Bから1）　から1
●数，理はいずれか選択。
個別学力検査で理科を選択する者は大学入試センター試験で数学を，個別学力検査で数学を選択する者は，大学入試センター試験で理科を解答していなければならない。
外（英，独，仏，中，韓から1）　［2教科2科目］</td></tr>
</table>

学部（学科）名		選抜の種類	大学入試センター試験の受験を要する教科・科目
情報文化学部	社会システム情報学科	一般選抜（前期日程）	国（国Ⅰ・国Ⅱ） 地歴（世B，日B，地理Bから1） 公民（現社，倫，政経から1） 数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1） 理（総理，物B，化B，生B，地学Bから1） 外（英，独，仏，中，韓から1）［6教科7科目］
		一般選抜（後期日程）	国（国Ⅰ・国Ⅱ） 地歴・公民（世B，日B，地理B，現社，倫，政経から1） 外（英，独，仏，中，韓から1）［3教科3科目］
理学部		推薦入学者選抜	国（国Ⅰ・国Ⅱ） 地歴・公民（世A，世B，日A，日B，地理A，地理B，現社，倫，政経から1） 数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1） 理（総理，物B，化B，生B，地学Bから2） ただし，物B，化Bのいずれかを含むこと。 外（英，独，仏，中，韓から1）［5教科7科目］
		一般選抜（前期日程）	
		一般選抜（後期日程）	数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1） 理（総理，物B，化B，生B，地学Bから2） ただし，物B，化Bのいずれかを含むこと。 外（英，独，仏，中，韓から1）［3教科5科目］
医学部	医学科	推薦入学者選抜	国（国Ⅰ・国Ⅱ） 地歴・公民（世B，日B，地理B，現社，倫，政経から1） 数（数Ⅰ・数A）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1） 理（総理，物B，化B，生Bから2） 外（英，独，仏，中，韓から1）［5教科7科目］
		一般選抜（前期日程）	
		一般選抜（後期日程）	
	保健学科	推薦入学者選抜	国（国Ⅰ・国Ⅱ） 地歴・公民（世A，世B，日A，日B，地理A，地理B，現社，倫，政経から1） 数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1） 理（総理，物B，化B，生Bから2） 外（英，独，仏，中，韓から1）［5教科7科目］
		一般選抜（前期日程）	
		一般選抜（後期日程）	
工学部		推薦入学者選抜	受験を必要としない。（ただし，本選抜の出願受付は，11月で終了した。）
		一般選抜（前期日程）	国（国Ⅰ・国Ⅱ） 地歴・公民（世A，世B，日A，日B，地理A，地理B，現社，倫，政経から1） 数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1） 理（物B，化B） 外（英，独，仏，中，韓から1）［5教科7科目］
		一般選抜（後期日程）	数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから1）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から1） 理（物B，化B） 外（英，独，仏，中，韓から1）［3教科5科目］

学部（学科）名	選抜の種類	大学入試センター試験の受験を要する教科・科目
農　学　部	推薦入学者選抜	国（国Ⅰ・国Ⅱ） 地歴・公民(世A，世B，日A，日B，地理A，地理B，現社，倫，政経から１） 数（数Ⅰ，数Ⅰ・数Aから１）と（数Ⅱ・数B，工，簿，情報から１） 理（総理，物B，化B，生B，地学Bから２） 外（英，独，仏，中，韓から１）　［５教科７科目］
	一般選抜（前期日程）	
	一般選抜（後期日程）	

【注】【大学入試センター試験の利用教科・科目名】欄について

⑴　「地歴」のA科目並びに「数学Ⅰ」,「数学Ⅱ」及び「総合理科」を受験できる者は，高等学校の普通科・理数科系及び総合学科を除く専門高校及び高等学校の専門学科においてこれらの科目を履修した者に限る。

⑵　「工業数理」,「簿記」,「情報関係基礎」を受験できる者は，高等学校においてこれらの科目を履修した者及び文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程の修了（見込み）者に限る。

⑶　「地歴」,「公民」,「数学」及び「理科」の教科・科目について，それぞれの学部・学科が受験を指定している教科・科目のうち，２科目以上を受験した者の取り扱いは，各学部・学科ごとに次のとおり定める。

学部	学科	日程	「地歴」,「公民」	「理科」	「数学」,「理科」	備考
文学部		前期		高得点⑴		
		後期		高得点⑴		
教育学部		前期		高得点⑴		
		後期		高得点⑴		
法学部		前期		高得点⑴		
		後期				
経済学部		前期		高得点⑴		
		後期		高得点⑴		
情報文化学部	自然情報学科	前期	高得点⑴	高得点⑵		
		後期			高得点⑴	
	社会システム情報学科	前期		高得点⑴		
		後期	高得点⑴			
理学部		前期	高得点⑴	高得点⑵		「理科」は，物B，化Bのいずれかを含む
		後期		高得点⑵		「理科」は，物B，化Bのいずれかを含む
医学部	医学科	前期	高得点⑴	高得点⑵		
		後期	高得点⑴	高得点⑵		
	保健学科	前期	高得点⑴	高得点⑵		
		後期	高得点⑴	高得点⑵		
工学部		前期	高得点⑴			
		後期				
農学部		前期	高得点⑴	高得点⑵		
		後期	高得点⑴	高得点⑵		

○上表で「高得点」は，高得点科目を受験科目とすることを示し，（　）内は，科目数を示す。

Ⅴ　出願期間

１．推薦入学者選抜

平成17年１月18日㈫から同年１月21日㈮【必着】

出願手続の詳細については，「Ⅷ　推薦入学者選抜」の３．出願手続の項を参照のこと。

２．一般選抜（前期日程及び後期日程）

平成17年１月24日㈪から同年２月２日㈬【必着】

出願手続の詳細については，「Ⅶ　一般選抜」の７．出願手続の項を参照のこと。

Ⅵ　出願に当たっての留意事項

１．他大学との併願について

志願者は，一般選抜について分離・分割方式の「前期日程」で試験を実施する大学（学部）から一つ，「後期日程」で試験を実施する大学（学部）から一つの合計二つの大学（学部）に出願することができる。

本学の「前期日程」に出願する者は，他大学(「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）の「前期日程」には出願することはできない。

また，本学の「後期日程」に出願する場合も他大学(「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）の「後期日程」には出願することはできない。

２．本学学部間の併願について

上記のとおり，一般選抜については，分離・分割方式の「前期日程」から一つ，「後期日程」から一つの合計二つの大学（学部）に出願することができる。

本学学部間の併願については，全学部（学科・専攻）とも前期日程と後期日程の併願を認める。

３．身体に障害がある者の出願

身体に障害がある者で，受験上・修学上特別な配慮を必要とする者は，出願に先立ち，以下により予め本学と相談すること。

①　相談の時期

平成17年１月５日㈬まで

②　相談の方法

○　志望学部・学科・専攻，障害の状況，受験上及び修学上の配慮を希望する事項等を記載したもの（様式は自由，用紙はＡ４サイズ）

○　障害に関する医師の診断書（写しでもよい）。

○　出身学校関係者の添書（学校における生活状況及び学習上の配慮状況等を記載したもの。）

以上３点の書類を提出すること。なお，必要な場合は，本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行う。

③　連　絡　先

入学試験事務室まで相談すること。

４．推薦入学者選抜及び併願受験の際の「合格者」の取り扱いについて

⑴　本学及び他大学（「国公(私)立大学一覧」の大学・学部）の推薦入学者選抜合格者は，当該大学の定める手続により入学辞退の許可を得ている場合を除き，本学の一般選抜を受験しても，その合格者とはならない。

⑵　「前期日程」の試験に合格し，当該大学の定める期日までに入学手続きを行った者は，「後期日程」又は「中期日程」の試験を受験しても，その合格者とはならない。

Ⅶ　一般選抜

１．選抜方法及び合否判定基準

○　**前期日程**

大学入試センター試験，個別学力検査及び調査書により総合的に行う。

なお，上記のほか，工学部及び農学部では，下記のとおり大学入試センター試験の成績にかかわらず前期日程の個別学力検査の成績のみによる高得点者選抜を行う。

〔個別学力検査における高得点者選抜〕

〔工　学　部〕

工学部の合格者の決定に当たっては，工学部前記日程募集人員の10％以内の個別学力検査の高得点者について第１志望学科に限り，各学科募集人員の10％を限度とし優先的に取り扱う。

〔農　学　部〕

農学部の合格者の決定に当たっては，個別学力検査の高得点者について第１志望学科に限り，各学科の前期日程募集人員の20％を限度とし優先的に取扱う。

○　後期日程

大学入試センター試験，個別学力検査，面接及び調査書により総合的に行う。

○　前期日程・後期日程共通

①　２段階選抜

本学では全学部・全学科とも２段階選抜を実施しない。

②　大学入試センター試験及び個別学力検査等の配点及び配点比率

大学入試センター試験及び個別学力検査等の配点及び配点比率は記載のとおり取扱う。

③　その他

⑴　文学部，教育学部，法学部，経済学部及び理学部は学部全体として募集し，合格者を決定する。

⑵　情報文化学部，工学部及び農学部は学科別により募集し，合格者を決定する。

⑶　医学部では，医学科は学科で募集し，保健学科は専攻別により募集し，合格者を決定する。

⑷　工学部及び農学部では，一般選抜で第２志望学科までの志願を認める。

２．個別学力検査等期日・時間

学部（学科）		前期日程　２月25日㈮		後期日程　３月12日㈯	
		教科等	時間	教科等	時間
文学部		外国語 数学又は地歴 国語	9：00～10：50 12：30～14：00 15：30～17：00	総合問題	9：30～11：30
教育学部		外国語 数学 論述的学力検査	9：00～10：50 12：30～14：00 15：30～17：30	小論文 面接	9：30～11：00 13：00～
法学部		外国語 数学 小論文	9：00～10：50 12：30～14：00 15：30～17：00	論文	9：30～12：30
経済学部		外国語 数学	9：00～10：50 12：30～14：00	総合問題	9：30～11：30
情報文化学部	自然情報学科	外国語 数学 理科	9：00～10：50 12：30～14：30 15：30～16：30	数学又は理科	9：30～11：00
	社会システム情報学科	外国語 数学又は地歴	9：00～10：50 12：30～14：00	数学	9：30～11：00
理学部		外国語 数学 理科	9：00～10：50 12：30～14：30 15：30～17：30	数学 理科	9：30～11：30 13：00～15：00
医学部	医学科	外国語 数学 理科	9：00～10：30 12：30～14：30 15：30～17：30	面接	10：00～
	保健学科	外国語 数学 理科	9：00～10：30 12：30～14：30 15：30～17：00	面接	9：00～
工学部		外国語 数学 理科	9：00～10：50 12：30～14：30 15：30～17：30	数学 理科	9：30～11：30 13：00～15：00
農学部		外国語 数学 理科	9：00～10：50 12：30～14：30 15：30～17：00	書類選考 （大学入試センター試験の成績と調査書等により行う。）	

注)上記前期日程の試験時間において，医学部以外の学部の外国語については，英語(リスニングテストを含む。)の試験時間であり，その他の外国語（独語・仏語・中国語）の試験時間は，９：00～10：30である。

３．個別学力検査試験場

名古屋大学東山地区試験場

〔名古屋市千種区不老町　電話　(052)789-5765〕

①　地下鉄名城線（４号線)「名古屋大学」駅下車

名古屋大学鶴舞地区（医学部医学科）試験場（前期日程は東山地区で実施し，後期日程は鶴舞地区で実施する。）

〔名古屋市昭和区鶴舞町65　電話　(052)744-2430・2431〕

①　地下鉄鶴舞線「鶴舞」駅下車（４番出口から東へ約600m）

②　JR中央本線「鶴舞」駅下車（名大病院口から東へ約500m）

名古屋大学大幸地区（医学部保健学科）試験場

〔名古屋市東区大幸南一丁目1-20　　電話　(052)719-1518・1522〕

①　地下鉄利用の場合

名城線　「ナゴヤドーム前矢田」駅下車（１番出口）徒歩10分

「砂田橋」駅下車（１番出口）徒歩10分

②　ＪＲ又は名鉄利用の場合

ＪＲ中央線
名鉄瀬戸線　｝大曽根駅から市バス砂田橋行（名駅15）名大大幸医療センター下車すぐ

大曽根駅からガイドウェイバス・ゆとりーとライン　名古屋ドーム前矢田駅下車
徒歩７分

（注）医学部医学科の試験は，前期日程を東山地区試験場で，後期日程を鶴舞地区（医学部医学科）試験場で，医学部保健学科の試験は前・後期とも，大幸地区(医学部保健学科)試験場で実施する予定であり，その他の学部については，前・後期とも東山地区試験場で実施する予定である。

ただし，出願状況によっては，上記以外の試験場を使用することもあるが，変更する場合は，該当者あてに連絡する。

なお，試験場の下見は，東山地区，鶴舞地区（医学部医学科の後期日程）及び大幸地区（医学部保健学科）の３試験場とも下記の日時で行い，その際に「試験場案内」を配布するので，受験者は試験室の確認をすること。

前　期　日　程　……（全学部）

①　**試験場下見の日時……平成17年２月24日㈭　14時から16時まで**

②　試験場案内配布場所

東山地区試験場……名古屋大学東山構内

大幸地区（医学部保健学科）試験場……名古屋大学医学部保健学科玄関前

後　期　日　程　……（文学部，教育学部，法学部，経済学部，情報文化学部，理学部，医学部，工学部）

①　**試験場下見の日時……平成17年３月11日㈮　14時から16時まで**

②　試験場案内配布場所

東山地区試験場……名古屋大学東山構内

鶴舞地区（医学部医学科）試験場……名古屋大学医学部図書館前

大幸地区（医学部保健学科）試験場……名古屋大学医学部保健学科玄関前

4．個別学力検査実施教科・科目等

学部（学科）等			教科・科目等	
文学部	前期日程		国語	国語Ⅰ・国語Ⅱ・古典Ⅰ・古典Ⅱ
			地歴 数学	世界史B，日本史B，地理Bから1科目選択 数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A・数学B }から1科目選択
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
	後期日程		総合問題	高等学校の国語，地歴，公民，英語の学習を前提とする。
教育学部	前期日程		数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A・数学B
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
			論述的学力検査	高等学校の国語，地歴，公民の学習を前提とする。
	後期日程		小論文 面接	※1．小論文は合計1,000字程度で論述し，面接は教育学部での専門的な学習・研究に必要な適性と能力を判定する。
法学部	前期日程		数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A・数学B
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
			小論文	※2．高等学校の地歴，公民の学習を前提とする。
	後期日程		論文	①長文等(英語のものを含むことがある。)を提示し，設問への解答を求める。 ②高等学校の地歴（近現代史を含む。），公民の学習を前提とする。
経済学部	前期日程		数学	(数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A・数学B)又は(数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A・数学C)
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
	後期日程		総合問題	高等学校の学習一般を前提とし，特に英語の理解力及び国語の表現力を見る。
情報文化学部	自然情報学科	前期日程	数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C
			理科	物理B・物理Ⅱ，化学B・化学Ⅱ，生物B・生物Ⅱ，地学B・地学Ⅱから1科目選択
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
		後期日程	数学 理科	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C 物理B・物理Ⅱ，化学B・化学Ⅱから1科目選択 }から1科目選択 数学，理科はいずれか選択。ただし，個別学力検査で数学を選択する者は大学入試センター試験で理科を，個別学力検査で理科を選択する者は大学入試センター試験で数学を解答していなければならない。 なお，大学入試センター試験で数学と理科の両方を選択したものは，個別学力検査では，数学と理科のいずれかを選択してもよいが，個別学力検査で選択しない方の教科を大学入試センター試験の採点教科とする。

情報文化学部	社会システム情報学科	前期日程	地歴 数学	世界史B，日本史B，地理Bから1科目選択 数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A・数学B から1科目選択
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
		後期日程	数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A・数学B
理学部	前期日程		数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C
			理科	物理B・物理Ⅱ，化学B・化学Ⅱ，生物B・生物Ⅱ，地学B・地学Ⅱから2科目選択 ただし，物理B・物理Ⅱ，化学B・化学Ⅱのいずれかを含むこと。
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
	後期日程		数学 理科	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C 物理B・物理Ⅱ，化学B・化学Ⅱ，生物B・生物Ⅱ，地学B・地学Ⅱから2科目選択
医学部	医学科	前期日程	数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C
			理科	物理B・物理Ⅱ，化学B・化学Ⅱ，生物B・生物Ⅱから2科目選択
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。
		後期日程	面接 書類選考	※3．大学入試センター試験の成績と調査書等によるに書類選考及び面接により選抜する。
	保健学科	前期日程	数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C
			理科	物理B・物理Ⅱ，化学B・化学Ⅱ，生物B・生物Ⅱから1科目選択
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。
		後期日程	面接 書類選考	※4．大学入試センター試験の成績と調査書等による書類選考及び面接により選抜する。
工学部	前期日程		数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C
			理科	物理B・物理Ⅱと化学B・化学Ⅱ
			外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
	後期日程		数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C
			理科	物理B・物理Ⅱと化学B・化学Ⅱ

農学部	前期日程	数学	数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C
		理科	物理B・物理Ⅱ，化学B・化学Ⅱ，生物B・生物Ⅱから1科目選択
		外国語	英語，ドイツ語，フランス語，中国語から1外国語選択。ただし，英語については，「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」・「リーディング」・「ライティング」の4科目をあわせて出題する。なお，英語の試験の一部としてリスニングテストを課す。
	後期日程	書類選考	大学入試センター試験の成績と調査書等による書類選考により選抜する。

【注】

(1) 個別学力検査の「数学」について

数学Aにおいては，数と式，数列，数学Bにおいては，ベクトル，複素数と複素数平面，数学Cにおいては，行列と線形計算，いろいろな曲線をそれぞれ履修しておくことが望ましい。

数学の試験については，試験室において公式集を配付することがある。

(2) 前記の表中の※1～※4については，次のとおりである。

※1．教育学部　後期日程　小論文・面接

小論文は，合計1,000字程度で論述する。

面接は，小論文の内容に基づいて行う。面接時間は，15分ないし20分程度である。

(1) 実施場所

名古屋大学教育学部〔名古屋市千種区不老町　電話(052)789-2606〕

(2) 集合日時

平成17年3月12日(土)　午前9時（時間厳守）

(3) 集合場所

名古屋大学教育学部玄関前

(4) 当日持参するもの

名古屋大学受験票，大学入試センター試験受験票，筆記用具及び昼食

※2．法学部　前期日程　小論文

高等学校における地歴，公民の学習を前提として出題する。答案字数は，1,000字程度とする。（句読点などは，字数に算入する。）

※3．医学部医学科　後期日程　面接

(1) 実施場所

名古屋大学医学部医学科〔名古屋市昭和区鶴舞町65　電話(052)744-2430，2431〕

(2) 集合日時

平成17年3月12日(土)　午前9時50分（時間厳守）

(3) 集合場所

名古屋大学医学部医学科基礎研究棟3階第一講義室

(4) 当日持参するもの

名古屋大学受験票，大学入試センター試験受験票，筆記用具及び昼食

(5) その他

昼食は必ず持参すること。昼食のために外出することはできない。また，待ち時間が長くなることもある。

※4．医学部保健学科　後期日程　面接

面接は，志願理由書の内容に基づいて行う。

(1) 実施場所

名古屋大学医学部保健学科〔名古屋市東区大幸南一丁目1-20　電話(052)719-1518，1522〕

(2) 集合日時

平成17年3月12日(土)　午前8時30分（時間厳守）

(3) 集合場所
名古屋大学医学部保健学科玄関前
(4) 当日持参するもの
名古屋大学受験票，大学入試センター試験受験票
(5) その他
面接試験は午前中で終了する予定であるが，待ち時間が長くなることもある。

5．個別学力検査実施教科・科目別の採点・評価のポイント

［前期日程］

教科・科目等	採点・評価のポイント
国語	基礎知識をもとに読解，思考，表現などの各能力を総合的に判定する。
日本史	古代から現代についての歴史的事象を理解する能力，史料を読解する能力及び論理的に思考し，記述する能力などを総合的に判定する。
世界史	世界史に関する基礎的知識，資料を読解・理解する能力，歴史事象に対する論理的思考能力とそのことを叙述する能力を総合的に判定する。
地理	基本的な地理知識の有無，自然事象・人文事象を総合的に考察する思考力の有無，地図・地理統計の読みとり能力，解答を明確かつ簡潔に表現する論述能力などをみる。
数学	理解力，論理的思考力，計算能力，応用力，文章で正確に表現する能力などの総合的能力を判定する。
物理	設問の意図を理解する基礎学力，与えられた条件から論理を展開する思考力，それらを適切に表現する数学的力量などを評価する。したがって，解答に至る過程も採点において重視する。
化学	基礎知識，理解力，論理的思考力，応用力などの総合的能力をみる。
生物	教科書に書かれている基本的な知識以外に，生命現象に対する考察力，論理的思考力，応用力などの総合的能力をみる。解答は簡潔，的確に表現されることが望まれる。
地学	基礎的知識，論理的な思考力とその表現力，データの読みとりと解釈などに基づいた総合的能力をみる。
英語	英文読解力，英作文，英文法，英語リスニングなどの総合的能力をみる。(注)
ドイツ語	基本的な語彙と文法の知識，読解力，表現力など，総合的なドイツ語の能力をみる。なお，設問は新旧どちらの正書法の学習者にも不利にならないよう配慮する。
フランス語	基本的な語彙と文法の知識，読解力，表現力など，総合的なフランス語の能力をみる。
中国語	基本的な語彙と文法の知識，読解力，表現力など，総合的な中国語の能力をみる。
小論文（法学部）	基礎学力，論理的思考力，文章表現力，社会に対する関心度，問題発見能力，自分なりの視角から問題を解決する能力などを総合的に評価・採点する。
論述的学力検査（教育学部）	教育学部での専門的な学習・研究に必要な能力と適性を判定する。国語・地理歴史・公民の学習を基礎とする応用力を前提として，与えられた資料を読み解き分析する力や，認識したことがらを総合して適切に表現する力が要求される。

(注) 英語リスニングテストについては，医学部は該当しない。

［後期日程］

教科・科目等	採点・評価のポイント
総合問題（文　学　部）	高等学校までに学習した基礎的知識を前提とし，論理的思考力，日本語・英語の読解力・表現力などの総合的能力をみる。
小論文（教育学部）	教育学部での専門的な学習・研究に必要な適性と能力を判定する。与えられた資料（文章・図表・数値など）について，そこで示された内容を読みとって自分の言葉で記述すること，また資料をふまえて自分の考えを展開し，表現することが求められる。
論　文（法　学　部）	基礎学力，論理的思考力，文章表現・構成力，社会に対する関心度，問題発見能力，自分なりの視角から問題を解決する能力などを総合的に評価・採点する。
総合問題（経済学部）	高等学校の学習一般を前提とする。特に英語の理解力，表現力，国語の読解力，構成力などを基礎とする応用能力を総合的にみる。
数　学（情報文化学部）	理解力，論理的思考力，計算能力，応用力，文章で正確に表現する能力などの総合的能力を判定する。
物　理（情報文化学部）	採点にあたっては，答えに至るまでの考え方，計算のプロセス等も重視し，総合的視点から理解力，応用力等を評価する。
化　学（情報文化学部）	身の回りにある化学物質の成り立ち・構造・性質・機能を，無機化学，有機化学，理論化学的な知識に基づいて，理解し考察する力を評価する。採点に当たっては，知識の正確さや正しく簡潔な表現力にも留意する。
数　学（理　学　部）	理解力，論理的思考力，計算能力，応用力，文章で正確に表現する能力などの総合的能力を判定する。
物　理（理　学　部）	理解力，論理的思考力，計算能力，応用力が採点・評価課題である。解答は正確に論理的に記述されるもので，総合的に判定する。
化　学（理　学　部）	特徴ある問題に対する総合的能力をみる。
生　物（理　学　部）	生物学の基礎知識の理解，論理的思考力，応用力，文章で正確に表現する力などの総合的能力をみる。
地　学（理　学　部）	総合科学としての地球惑星科学を学ぶうえでの基礎的能力を評価する。地学的な素材の理解力やそれをもとに論理的推論によって仮説や結論を引き出す能力をみる。
数　学（工　学　部）	理解力，論理的思考力，計算能力，応用力，論理的表現力などの総合的能力をみる。
物　理（工　学　部）	現象に対する理解力，論理的思考力，計算力，応用力などの総合的能力をみる。
化　学（工　学　部）	現象に対する理解力，論理的思考力，計算力，応用力などの総合的能力をみる。

6．大学入試センター試験と個別学力検査等との配点及び配点比率

大学入試センター試験と個別学力検査等との配点及び配点比率は，次のとおりである。

学部(学科)等 ＼ 事項		配点 大学入試センター試験	配点 個別学力検査等	配点比率 大学入試センター試験	配点比率 個別学力検査等
文学部	前期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 100 外国語 200 900点	国語 400 地歴 / 数学 400 外国語 400 1,200点	9	12
文学部	後期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 100 外国語 200 900点	総合問題 900点	9	9
教育学部	前期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 100 外国語 200 900点	数学 300 外国語 300 論述的学力検査 300 900点	9	9
教育学部	後期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 100 外国語 200 900点	小論文 300 面接 200 500点	9	5
法学部	前期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 100 外国語 200 900点	数学 200 外国語 200 小論文 200 600点	9	6
法学部	後期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 外国語 200 600点	論文 400点	6	4
経済学部	前期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 100 外国語 200 900点	数学 300 外国語 300 600点	9	6

学部(学科)等 ＼ 事項			配点 大学入試センター試験	配点 個別学力検査等	配点比率 大学入試センター試験	配点比率 個別学力検査等
経済学部	後期日程		国語 100 地歴 100 公民 100 数学 400 理科 100 外国語 100 (注)1 900点	総合問題 600点	9	6
情報文化学部	自然情報学科	前期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 900点	数学 400 理科 300 外国語 400 1,100点	9	11
		後期日程	数学 100 理科 100 外国語 200 300点	数学 理科 300点	3	3
	社会システム情報学科	前期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 100 外国語 200 900点	地歴 数学 400 外国語 700 1,100点	9	11
		後期日程	国語 100 地歴 100 公民 100 外国語 100 (注)2 300点	数学 300点	3	3
理学部	前期日程		国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 900点	数学 500 理科 500 外国語 300 1,300点	9	13
	後期日程		数学 200 理科 200 外国語 200 600点	数学 500 理科 500 1,000点	6	10
医学部	医学科	前期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 900点	数学 500 理科 500 外国語 500 1,500点	9	15

学部(学科)等 ＼ 事項			配点 大学入試センター試験	配点 個別学力検査等	配点比率 大学入試センター試験	配点比率 個別学力検査等
医学部	医学科	後期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 900点	大学入試センター試験の成績，調査書等による書類選考と面接試験により総合的に判定を行う。		
医学部	保健学科	前期日程	国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 900点	数学 300 理科 300 外国語 300 900点	9	9
医学部	保健学科	後期日程	国語 100 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 (注)3 800点	大学入試センター試験の成績，調査書等による書類選考と面接試験により総合的に判定を行う。		
工学部	前期日程		国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 900点	数学 500 理科 500 外国語 300 1,300点	9	13
工学部	後期日程		数学 200 理科 200 外国語 200 600点	数学 400 理科 400 800点	6	8
農学部	前期日程		国語 200 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 900点	数学 400 理科 400 外国語 400 1,200点	9	12
農学部	後期日程		国語 100 地歴 100 公民 100 数学 200 理科 200 外国語 200 (注)4 800点	大学入試センター試験の成績と調査書等により総合的に判定を行う。		

【大学入試センター試験・個別学力検査等の配点等】欄について

(注) 1．経済学部は後期日程の大学入試センター試験の国語，数学及び外国語の科目の配点を，国語は200点を100点に，数学は合計200点を400点に，外国語は200点を100点に換算する。

(注) 2．情報文化学部社会システム情報学科は，後期日程の大学入試センター試験の国語及び外国語の科目の配

点を，それぞれ200点を100点に換算する。

（注）３．医学部保健学科は,後期日程の大学入試センター試験の国語の科目の配点を,200点を100点に換算する。

（注）４．農学部は，後期日程の大学入試センター試験の国語の科目の配点を，200点を100点に換算する。

７．出願手続

本学の一般選抜（前期日程及び後期日程）に志願する者は，次の手続きによる。

なお，法学部，理学部，医学部及び農学部の推薦入学者選抜に志願する者は別途「Ⅷ　推薦入学者選抜」により出願手続を行うこと。

⑴　出願書類の提出

出願書類の提出は郵送に限る。

出願に当たっては，「出願に要する書類等」を一括して本学の下記所定封筒に入れ，**書留郵便**にすること。

◎前期日程試験：緑色封筒

◎後期日程試験：青色封筒

一つの封筒には，各試験日程毎に１名分のみとする。

なお，本学の「前期日程試験」と「後期日程試験」を併願する場合は，それぞれの出願書類等を本学所定の封筒に別々に封入すること。

⑵　願書の郵送先

（〒４６４－８６０１）

名古屋市千種区不老町　名古屋大学本部内　入学試験事務室

⑶　受付期間

平成17年１月24日㈪から同年２月２日㈬16時までに入学試験事務室に必着のこと。

受付期間後に到着したものは受理しない。ただし，１月31日㈪以前の発信局（日本国内）消印のある書留郵便に限り，期限後に到着した場合でも受理する。

⑷　出願に要する書類等

①　入学志願票，大学入試センター試験受験教科・科目申告票，写真票，受験票（切り離さないこと）

「８．入学志願票記入上の留意事項」を熟読の上，それぞれ**かい書**で記入すること。

②　大学入試センター試験成績請求票

入学志願票には，「平成17　センター試験成績請求票」のうち，前期日程試験に出願する場合は，「 前 国公立前期日程用」を，また，後期日程試験に出願する場合は，「 後 国公立後期日程用」を貼付すること。

③　調査書

調査書は，出身学校長が作成し，厳封したものであること。

教育学部，法学部，情報文化学部，理学部，医学部，工学部及び農学部では，学校長に対し学習成績概評Aに属する生徒のうち，人物，学力ともに特に優秀で，高等学校長が責任をもって推薦できる者については，「学習成績概評」の欄にⒶと標示するよう希望する。学校長はⒶ標示をする場合，「備考」欄にその理由を明示すること。

なお，やむを得ない事由により出身学校長の調査書が得られない場合は，以下によること。

ア　廃校，被災，その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は，卒業証明書，成績通信簿，その他入学志願者が提出できる書類をもってこれに代えることができる。

イ　本人が被災等により上記アの書類をも整えられない場合は，出身学校所管の教育委員会，知事又は出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出すること。

ウ　大学入学資格検定試験等の合格者等については，当該試験の成績証明書をもって，調査書に代えることができる。

④　検定料　１７，０００円

検定料は郵便局において17,000円の郵便普通為替を作成し，**受取人指定欄は記入しないこと。**なお，いかなる理由があっても既納の検定料は返還しない。

⑤　**領収証書（控）**

「納入者」欄に出願者本人の氏名を記入すること。

⑥　**出願書類受領書・領収証書**

出願者本人の受信場所，郵便番号，氏名及び志望学部名を記入し，50円切手をはること。

⑦　**受験票送付用封筒**（本学所定のもの）１通

出願者本人の受信場所，郵便番号，氏名を記入し，350円分の切手をはること。

なお，団地・アパート等に居住している人は，棟番号，戸番まで必ず記入すること。下宿等の場合は，「○○方」などの方書きを必ず記入すること。

◎前期日程試験：緑色封筒

◎後期日程試験：青色封筒

⑧　**返信用封筒**（本学所定のもの）１通

出願者本人の受信場所，郵便番号，氏名を記入すること。切手をはる必要はない。

なお，団地・アパート等に居住している人は，棟番号，戸番まで必ず記入すること。下宿等の場合は，「○○方」などの方書きを必ず記入すること。

⑨　**志願理由書**（本学所定のもの）

本学所定の用紙に，志願する理由，抱負などを記入すること。

（注）後期日程医学部保健学科志願者のみ提出のこと。

⑸　**受験票の交付**

受験票は，平成17年２月10日㈭に志願者全員に発送する。

なお，平成17年２月16日㈬までに到着しない場合は，入学試験事務室へ確認すること。

⑹　**その他**

①　出願書類に虚偽の記入をした者に対しては，入学後でも入学許可を取り消すことがある。

②　出願後は，提出書類の書き換え及び返却は認めない。

③　入学試験に関する照会については，入学試験事務室において取り扱う。

文書での照会については，照会者本人の受信場所，郵便番号，氏名，志望学部を記載し，80円切手をはった返信用封筒を同封のうえ問い合わせること。

④　各学部が作成する学部紹介の小冊子を希望する場合は「名古屋大学の概要　４．学部・学科」を参照のこと。

８．入学志願票記入上の留意事項（黒インク又は黒のボールペンで記入すること。）

⑴　入学志願票は，「推薦入学者」用（白色），「前期日程」用（緑色），「後期日程」用（青色）の３種類があるので，志願する試験毎の志願票を使用すること。

⑵　文字は**かい書**で記入すること。また，枠外にはみださないこと。

⑶　コードを記入する欄は，該当するコードを間違いのないように記入すること。

⑷　※のある欄は，記入しないこと。

⑸　「氏名」欄の氏名は，**かい書**でていねいに記入し，フリガナは，カタカナで記入のうえ，性別は該当の箇所を○で囲むこと。

なお，外国人は，外国人登録済証明書記載の氏名を用いること。ただし，外国人登録済証明書に通称名が併記されている場合は，通称名を用いてもよい。

⑹　「志望学部」欄は，学部・学科・専攻コード一覧表を参照し，次により記入すること。

①　「学部名」・「学部コード」欄は，一覧表により志望学部名と志望学部コードを記入すること。

②　情報文化学部，医学部，工学部及び農学部を志願する者は，次により「学科・専攻名及びコード」欄に志望する学科・専攻名とそのコードを記入すること。

〔情報文化学部・医学部志願者〕

前期日程試験及び後期日程試験に出願する場合は，志望する１学科（１専攻）のコードのみを記入すること。（第２志望は認めていない。）

〔工学部・農学部志願者〕

前期日程試験及び後期日程試験に出願する場合は，第２志望までの学科名とそのコードを志望学科順に記入することができる。**(第１志望学科でのみの合格を希望する場合は，第２志望欄には一切記入しないこと。)**

⑺　「受験外国語」欄は，**受験する外国語を○で囲むこと。**

⑻　「出願資格」欄は，学校名及び卒業（見込）年月等を記入し，該当箇所を○で囲むこと。

ただし，大学入学資格検定試験の合格者は，「学校名」欄に“検定試験”と記入し，「卒業年月」欄にその合格年月を記入すること。

また，個別の入学資格審査により出願資格有りと判定された者は，「学校名」欄に“資格審査”と記入し，「卒業年月」欄に資格認定通知年月日を記入すること。

⑼　「連絡先」欄には，出願書類等について大学から照会する場合に使用するので，その連絡先の電話番号を記入すること。

⑽　「合格通知書送付先」欄は，入学試験の合格者本人に，合格通知書及び入学手続書類を郵送するので，合格発表時点の受信場所（番地・団地名等まで詳細に）及び電話番号を記入すること。

⑾　「併願大学・学部名」及び「志望大学順位」欄は，所要事項を記入すること。

本学以外に出願している大学（学部）又は出願予定の大学（学部）があり，その大学（学部）が「国公（私）立大学一覧」の大学・学部に含まれている場合，「併願大学・学部名」欄に大学名，大学コード，学部名，学部コードを記入し，「志望大学順位」欄は，大学の志望順位を記入すること。〔本学が第１志望の場合は１，第２志望の場合は２と記入すること。〕ただし，本学の前期日程試験と後期日程試験を併願する場合は，１と記入すること。

なお，この調査は，本学受験者の受験状況を把握し，入学者選抜方法の改善に資するためにのみ用い，受験者個人の選抜のための資料として用いることはないので，正確に記入すること。

⑿　「平成17年度大学入試センター試験受験教科・科目申告票」には，平成17年度大学入試センター試験において，受験したすべての科目について該当する記号を○で囲むこと。

なお，本募集要項に記載のとおり，大学入試センター試験の教科・科目のうち，各学部（学科）が定める教科・科目をすべて受験していなければ個別学力検査等を受験しても合格者とはならないので注意すること。

学部・学科・専攻コード一覧表（一般選抜用）

①学部コード

学部コード	
文学部	1
教育学部	2
法学部	3
経済学部	4
情報文化学部	5
理学部	6
医学部	7
工学部	8
農学部	9

②学科・専攻コード

情報文化学部学科コード	
自然情報学科	A
社会システム情報学科	B

医学部学科・専攻コード	
医学科	A
保健学科専攻コード	
看護学専攻	B
放射線技術科学専攻	C
検査技術科学専攻	D
理学療法学専攻	E
作業療法学専攻	F

工学部学科コード	
化学・生物工学科	A
物理工学科	B
電気電子・情報工学科	C
機械・航空工学科	D
社会環境工学科	E

農学部学科コード	
資源生物環境学科	A
応用生物科学科	B

9．受験者心得（前期日程・後期日程共通）

⑴　個別学力検査当日は，最初の試験開始時刻の30分前までに指定の試験室に到着して，監督者の指示に従うこと。個別学力検査開始後は，試験終了時刻まで退出できない。

⑵　試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後30分以内に限り，受験を認める。

⑶　試験室への入室，試験開始及び終了の時刻は，チャイム又は振鈴で合図する。(英語のリスニングテストを除く。)

⑷　**「名古屋大学受験票」及び「大学入試センター試験受験票」は，個別学力検査当日必ず持参すること。**
　また，「名古屋大学受験票」及び「大学入試センター試験受験票」は，諸手続に必要なので試験終了後も保管しておくこと。

⑸　試験室では，名古屋大学受験票の受験番号と同じ番号の席に着き，「名古屋大学受験票」及び「大学入試センター試験受験票」を机上の番号札のわきに置くこと。

⑹　答案作成に必要な黒鉛筆(シャープペンシルも可。ただし，計算機付きシャープペンシルは除く。)，消しゴム，ナイフ，時計（計時機能だけのもの）以外の用具は机の上に置いてはいけない。数学の試験では定規（ただし，分度器付き定規は除く。）・コンパスを使用しても差し支えない。

⑺　試験室では携帯電話や PHS 等の電源を切ること。また，これらを身につけることは認めないので，かばん等に入れること。

⑻　受験中，発言する必要のあるときは，手を上げて合図し，監督者の許可を受けること。

⑼　試験室において，不正行為もしくは監督者の指示に従わない行為があった者は，監督者が，退室を命ずることがある。

⑽　試験室のある建物内での喫煙は厳禁する。

⑾　個別学力検査前日又は当日に連絡事項がある場合には，試験室案内を掲示した場所に掲示する。

⑿　各試験会場は，自家用車での入講はできない。

⒀　上記の他，監督者から特別な指示があった場合は，その指示に従うこと。

10. 合格者発表

⑴　日時・場所・方法

日　時

前　期　日　程　試　験	
平成17年３月８日㈫	正　午

後　期　日　程　試　験	
平成17年３月22日㈫	正　午

場　所：名古屋大学豊田講堂前庭

方　法：合格者の受験番号を掲示する。(電話等による問い合わせには応じない。)

なお，本学は自家用車での入構はできない。

合格発表当日中に送付される電子郵便（レタックス）による「合格者受験番号リスト」を希望する者は，この要項に添付してある「合格者受験番号リスト通知書」（電子郵便）に580円切手を貼り，必要事項を記入の上，「電子郵便申込用封筒」を用いて（最寄の郵便局にて，配達記録郵便で送付すること。）平成17年１月24日㈪から平成17年２月18日㈮までに，**下記『千種郵便局』へ申し込むこと。**

「通知書」は前期日程用と後期日程用の２種類があるので注意すること。

申込先（問合せ先）〒464-8799　名古屋市千種区今池４丁目９番18号
千種郵便局郵便課名古屋大学入試レタックス係
電話　０５２－７３１－８０７１

⑵　合格通知書

合格通知書は，次により本人あてに郵送する。

①　前期日程試験
　平成17年３月８日㈫に発送する。なお，入学手続書類も併せて送付する。

②　後期日程試験
　平成17年３月22日㈫に発送する。なお，入学手続書類も併せて送付する。

11. 入学手続

入学手続は，「平成17年度大学入試センター試験受験票」，「平成17年度名古屋大学受験票」「合格通知書」，「授業料等学生納入金（入学料・授業料）」及び「印鑑」を持参の上，学部指定日時により入学手続を行うこと。

所定の期間内に入学手続を行わない場合は，本学への入学を辞退した者として取扱うので十分注意すること。

なお，本学は，自家用車での入構はできないので，必ず公共交通機関等を利用すること。

⑴　日時・場所

①　前期日程試験合格者

場所	期日	時間	対象者	
名古屋大学シンポジオン	平成17年３月14日㈪	９：00～11：30	経済学部 情報文化学部 工学部 農学部	工学部は，(機械・航空工学科）に入学する者
		13：30～16：30	教育学部 理学部 工学部	工学部は，(電気電子・情報工学科，物理工学科）に入学する者
	平成17年３月15日㈫	９：00～11：30	文学部 法学部 医学部 工学部	工学部は，(化学・生物工学科，社会環境工学科）に入学する者
		13：30～17：00	やむを得ない事情により，上記入学手続指定日時に手続できない者〔必ず前もって入試課入試掛（電話(052)789－5765）へ連絡のこと。〕	

（注）　入学手続は，学部指定の日時に完了すること。

※　名古屋大学シンポジオンの場所は，配置図で確認すること。

②　後期日程試験合格者

場所	期日	時間	対象者
名古屋大学シンポジオン	平成17年３月26日㈯	９：00～11：30	文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，医学部，農学部に入学する者
		13：30～16：30	情報文化学部，工学部に入学する者
	平成17年３月27日㈰	９：00～11：30	やむを得ない事情により，上記入学手続指定日時に手続できない者〔必ず前もって入試課入試掛（電話(052)789-5765）へ連絡のこと。〕
		13：30～17：00	

（注）　入学手続は，学部指定の日時に完了すること。

※　名古屋大学シンポジオンの場所は，配置図で確認すること。

○やむを得ない事情により，郵送で入学手続を行う場合は，**必ず前もって入試課入試掛［電話（052-789-5765）］に連絡した上で，前期日程試験合格者は平成17年３月15日㈫16時（必着・厳守）までに，後期日程試験合格者は平成17年３月27日㈰16時（必着・厳守）までに名古屋大学入学試験事務室に必要書類（入学料・授業料を含む。）を書留で郵送のこと。ただし，この指定日時までに到着しなかった場合は，入学を辞退した者として取り扱うので，特に留意すること。**

（注）郵送により入学手続を行う場合は，「大学入試センター試験受験票」，「名古屋大学受験票」，「合格通知書」，「授業料等学生納入金（入学料・授業料）」，「返信用封筒（自己の受信場所を記入し，80円切手をは

ること。)」及び必要書類を同封すること。

⑵　**授業料等学生納付金**

①　**入学料**　　２８２，０００円

②　**授業料　前期分**　２６０，４００円（予定額）

（年額　５２０，８００円)(予定額)

なお，入学時または在学中に授業料の改定が行われた場合には，改定時から新たな授業料額が適用される。

（注）

①　授業料は，希望により前期分の納入の際に後期分も併せて納付することができる。

②　前期分の授業料について入学の手続期間に納入しないときは，平成17年４月１日から４月30日までの間に納付すること。

③　納入済の入学料及び授業料は返還しない。ただし，授業料については，入学手続完了者が，平成17年３月31日までに入学を辞退した場合には，納付した者の申し出により当該授業料相当額は返還する。

④　入学料，授業料は郵便局において，282,000円及び260,400円（後期分も併せて納入する場合は520,800円）の郵便普通為替をそれぞれ作成すること。なお，**受取人指定欄等には一切記入しないこと。**

⑶　**提出書類**

宣誓書等（詳細は合格通知書とともに送付する入学手続関係書類に記載するので熟読のこと。）

⑷　**留意事項**

1　入学手続の際，「大学入試センター試験受験票」及び「名古屋大学受験票」に入学手続完了の証明として本学大学名を押印する。

2　本学の入学手続を完了した者は，他大学(「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）への入学手続は認められない。

なお，他大学(「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）の入学手続を完了した者は，本学への入学手続は認められない。

3　いったん入学手続を完了した者は，上記の他大学(学部)に入学手続を行うためにこれを取り消すことはできない。

12.　入学辞退手続

合格者であって，本学への入学手続の意志がなく，入学を辞退しようとする者は，下記日時までに，「入学辞退届」（合格通知書と同時に送付する本学所定のもの）を入学試験事務室に提出すること。

なお，「入学辞退届」を提出した者は，本学への入学手続を行うことはできない。

⑴　前期日程合格者　平成17年３月15日㈫　17時まで

⑵　後期日程合格者　平成17年３月27日㈰　17時まで

13.　追加合格者の決定

入学手続完了者数が募集人員に満たない場合には，合格者の追加を行うことがある。この場合の追加合格者の決定は次により行う。

⑴　**期間・対象・方法**

期間：平成17年３月28日㈪から同年３月31日㈭

原則として８：30～17：00

対象：本学の個別学力検査等を受験した者で，他大学(「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）の入学手続を完了していない者

方法：名古屋大学入学志願票の合格通知書送付先欄に記入されている所へ,電話により本人に直接連絡をする。

⑵　**合格通知書の交付**

追加合格の連絡を受け，本学に入学しようとする者に合格通知書及び入学手続関係書類を交付する。

合格通知書を受領する際は，「大学入試センター試験受験票」及び「名古屋大学受験票」を持参すること。

⑶　**入学手続**

入学手続（日時・場所，授業料等学生納入金等）については，別途通知する。

なお，手続きの際は，「大学入試センター試験受験票」，「名古屋大学受験票」，「合格通知書」，「授業料等学生納入金」及び「印鑑」を持参のこと。

（注）追加合格者が本学の入学手続を行った場合，他大学（「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）への入学手続はできない。

14．個人情報について

国公立大学の分離分割方式による合格及び追加合格決定業務を円滑に行うため，氏名及び大学入試センターの受験番号に限って，合否及び入学手続等に関する個人情報が，独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達される。

Ⅷ　推薦入学者選抜

法学部，理学部，医学部及び農学部では，当該学部に対する明確な志向と勉学の熱意を持ち，学習成績，人物ともに優れ，在学高等学校長（又は学校長）による責任ある推薦を受けた者を対象として，個別学力検査等に代えて次により入学者を選抜する。

なお，本学を含めた国公立大学の推薦入学者選抜（大学入試センター試験を課す場合，課さない場合を含めて。）へ出願することができるのは，１つの大学・学部である。

したがって，本学ですでに実施した経済学部及び工学部推薦入学者選抜（大学入試センター試験を課さない。）へ出願した者は，本学（法学部，理学部，医学部，農学部）及び他の国公立大学で実施する推薦入学者選抜へは出願できない。

１．出願に当たっての留意事項

⑴　**併願について**

①　本学の推薦入学者選抜に出願した者は，推薦入学者選抜で不合格となった場合に備えて，別途一般選抜の出願手続きにより，「前期日程」から１つ，「後期日程」から１つの，合計２つの大学・学部にも出願することができる。

②　推薦入学者選抜の出願のみでは，本学の一般選抜は受験できないので注意すること。

③　本学では，推薦入学者選抜に出願した者が併せて一般選抜に出願している場合で，推薦入学者選抜に不合格となった場合には，一般選抜の出願者と同様に取扱う。

⑵　**推薦入学者選抜の合格者について**

①　推薦入学者選抜合格者は，所定の期日までに入学手続を必ず行うこと。

②　入学手続完了者は，本学及び他大学（「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）の一般選抜を受験しても，その合格者とはならない。

⑶　**入学辞退**

推薦入学者選抜合格者が，特別の事情により本学に入学することが困難となった場合には，当該者の推薦を行った学校長からの「入学辞退願」（本学所定のもの）を平成17年２月17日㈭17時までに入学試験事務室に提出し，許可を得なければならない。

「入学辞退願」を提出し許可されなかった場合は，出願済の大学（「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）の一般選抜を受験しても，その合格者とはならない。

２．出願資格，募集人員及び選抜方法

法　学　部

⑴　**出願資格**

次の各号のいずれかに該当する者で，当学部に対する明確な志向と勉学の熱意を持ち，学習成績・人物ともに優れ，学校長等から責任ある推薦を受け，**「平成17年度大学入試センター試験」の教科・科目のうち本学部が**

指定した教科・科目を受験している者

⑴　高等学校又は中等教育学校を平成17年３月卒業見込みの者

⑵　学校教育法施行規則第61条の２第３項の規定に基づき平成16年度中に高等学校を卒業又は卒業見込みの者

⑶　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成16年４月から平成17年３月までに修了又は修了見込みの者

⑵　募集人員

40名

⑶　選抜方法

①　選抜は，第１次選考と第２次選考とにより行う。

第１次選考は，提出された志願理由書，推薦書及び調査書並びに大学入試センター試験の成績により第１次選考合格者（面接受験者）を決定する。

②　第１次選考結果は，平成17年２月５日㈯に本人あて推薦入学者選抜結果通知書（電子郵便・レタックス）で通知する。

なお，２月７日㈯13時頃までに推薦入学者選抜結果通知書が到着しない場合は，入学試験事務室まで問い合わせること。

③　第２次選考（面接）は，次の日時及び場所で行う。

日時：平成17年２月７日㈪

場所：名古屋大学法学部

第１次選考合格者は，推薦入学者選抜結果通知書，名古屋大学推薦入学者選抜受験票及び大学入試センター試験受験票を持参の上，推薦入学者選抜結果通知書で指示した時間に法学部玄関に集合し，係員の指示に従うこと。

理　学　部

⑴　出願資格

次の各号のいずれかに該当する者で，当学部に対する明確な志向と勉学の熱意を持ち，学習成績・人物ともに優れ，特に数学，自然科学の創造に熱意と適性があり，学校長等から責任ある推薦を受け，**「平成17年度大学入試センター試験」の教科・科目のうち本学部が指定した教科・科目を受験している者**

⑴　高等学校又は中等教育学校を平成17年３月卒業見込みの者

⑵　学校教育法施行規則第61条の２第３項の規定に基づき平成16年度中に高等学校を卒業又は卒業見込みの者

⑶　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成16年４月から平成17年３月までに修了又は修了見込みの者

⑵　募集人員

50名

⑶　選抜方法

①　提出された推薦書及び調査書並びに大学入試センター試験の成績及び小論文の成績により総合的に選考し，合格者を判定する。

②　小論文は，次の日時及び場所で行う。

日時：平成17年２月２日㈬　午前10時試験開始

場所：名古屋大学理学部（理学部１号館・大学院多元数理科学研究科）

出願者は，名古屋大学推薦入学者選抜受験票及び大学入試センター試験受験票を持参の上，**理学部１号館玄関に９時30分までに集合し**，係員の指示に従うこと。

医学部医学科

⑴　出願資格

次の各号のいずれかに該当する者で，当学部・学科に対する明確な志向と勉学の熱意を持ち，調査書の学習成績概評がＡに属し，学習成績・人物ともに特に優秀で，学校長等が責任をもってⒶとして推薦できる者で，

「平成17年度大学入試センター試験」の教科・科目のうち本学部（医学科）が指定した教科・科目を受験している者

⑴　高等学校又は中等教育学校を平成17年３月卒業見込みの者

⑵　学校教育法施行規則第61条の２第３項の規定に基づき平成16年度中に高等学校を卒業又は卒業見込みの者

⑶　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成16年４月から平成17年３月までに修了又は修了見込みの者

なお，**各高等学校等から推薦できる者は，１名とする。**

⑵　募集人員

10名

⑶　選抜方法

①　選抜は，第１次選考と第２次選考により行う。

ア　第１次選考は，提出された志願理由書，推薦書及び調査書並びに大学入試センター試験の成績により約30名の第１次選考合格者（面接受験者）を決定する。

イ　第２次選考は，第１次選考合格者に対し，口頭試問による面接を実施し，10名の合格者を判定する。

②　第１次選考の結果は，平成17年２月５日㈯に本人あて推薦入学者選抜結果通知書（電子郵便・レタックス）で通知する。

なお，２月５日㈯13時頃までに推薦入学者選抜結果通知書が到着しない場合は，入学試験事務室まで問い合わせること。

③　第２次選考（面接）は，次の日時及び場所で行う。

ア　面接実施日時

平成17年２月８日㈫に実施する。

第１次選考合格者は，推薦入学者選抜結果通知書と，名古屋大学推薦入学者選抜受験票及び大学入試センター試験受験票，筆記具及び昼食を持参の上，医学部図書館前へ集合し，係員の指示に従うこと。

なお，集合時間等は，推薦入学者選抜結果通知書で通知する。

イ　面接実施場所

名古屋大学医学部医学科

名古屋市昭和区鶴舞町65　〔電話(052)744-2430・2431〕

医学部保健学科

⑴　出願資格

次の各号のいずれかに該当する者で，当学部・学科に対する明確な志向と勉学の熱意を持ち，学習成績・人物ともに特に優れ，学校長等から責任ある推薦を受け，**「平成17年度大学入試センター試験」の教科・科目のうち本学部（保険学科）が指定した教科・科目を受験している者**

⑴　高等学校又は中等教育学校を平成17年３月卒業見込みの者

⑵　学校教育法施行規則第61条の２第３項の規定に基づき平成16年度中に高等学校を卒業又は卒業見込みの者

⑶　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成16年４月から平成17年３月までに修了又は修了見込みの者

なお，各高等学校等から推薦できる者は，各専攻ごとに１名とする。

⑵　募集人員

看護学専攻	20名	理学療法学専攻	６名
放射線技術科学専攻	10名	作業療法学専攻	５名
検査技術科学専攻	12名		計53名

⑶　選抜方法

①　選抜は，第１次選考と第２次選考により行う。

ア　第１次選考は，提出された志願理由書，推薦書及び調査書並びに大学入試センター試験の成績により，第１次選考合格者（面接受験者）を決定する。

イ　第２次選考は，第１次選考合格者に対し，口頭試問による面接を実施し，合格者を判定する。

②　第１次選考の結果は,平成17年２月５日㈯に本人あて推薦入学者選抜結果通知書(電子郵便・レタックス)で通知する。

なお，２月５日㈯13時頃までに推薦入学者選抜結果通知書が到着しない場合は，入学試験事務室まで問い合わせること。

③　第２次選考（面接）は，次の日時及び場所で行う。

ア　面接実施日時

平成17年２月８日㈫に実施する。

第１次選考合格者は，推薦入学者選抜結果通知書と，名古屋大学推薦入学者選抜受験票及び大学入試センター試験受験票を持参の上，医学部保健学科玄関前へ集合し，係員の指示に従うこと。

なお，集合時間等は，推薦入学者選抜結果通知書で通知する。

イ　面接実施場所

名古屋大学医学部保健学科

名古屋市東区大幸南一丁目1-20　〔電話(052)719-1518・1522〕

農　学　部

⑴　出願資格

次の各号のいずれかに該当する者で，当学部に対する明確な志向と勉学の熱意を持ち，学習成績・人物ともに優れ，学校長等から責任ある推薦を受け，**「平成17年度大学入試センター試験」の教科・科目のうち本学部が指定した教科・科目を受験している者**

⑴　高等学校又は中等教育学校を平成17年３月卒業見込みの者

⑵　学校教育法施行規則第61条の２第３項の規定に基づき平成16年度中に高等学校を卒業又は卒業見込みの者

⑶　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成16年４月から平成17年３月までに修了又は修了見込みの者

⑵　募集人員

資源生物環境学科	７名	応用生物科学科	10名
			計17名

⑶　選抜方法

提出された志願理由書，推薦書及び調査書並びに大学入試センター試験の成績により志望する学科を対象として選考し，合格者を判定する。

３．出願手続

推薦入学者選抜に志願する者は，次の手続による。

⑴　出願書類の提出

出願書類の提出は郵送に限る。

①　出願に当たっては，「出願に要する書類等」を一括して本学所定の推薦入学用封筒（クリーム色封筒）に入れ厳封の上，学校長を経由して**速達書留**で郵送すること。

②　同一高等学校から２名以上の出願者がある場合でも，出願者ごとに前記①に従って郵送のこと。

⑵　願書の郵送先

（〒４６４－８６０１）

名古屋市千種区不老町　名古屋大学本部内　入学試験事務室

⑶　受付期間

平成17年１月18日㈫から同年１月21日㈮16時までに入学試験事務室に**必着**のこと。

⑷　出願に要する書類等

①　**入学志願票，大学入試センター試験受験教科・科目申告票，写真票，受験票**（切り離さないこと。）

推薦入学者選抜の出願書類所定用紙表紙裏面の「入学志願票記入上の留意事項（推薦入学者選抜)」を熟読

の上，それぞれ**かい書**で記入すること。

② **大学入試センター試験成績請求票**

入学志願票には，「平成17　センター試験成績請求票」のうち，必ず「推薦 国公立推薦入学用」を貼付すること。

③ **調査書**

調査書は，出身学校長が作成し，厳封したものであること。

法学部，理学部，医学部及び農学部では，学校長に対し学習成績概評Ａに属する生徒のうち，人物，学力ともに特に優秀で，高等学校長が責任をもって推薦できる者については，「学習成績概評」の欄にⒶと標示するように希望する。学校長はⒶ標示をする場合，「備考」欄にその理由を明示すること。

（注）医学部医学科については，出願資格を，学校長が責任をもってⒶとして推薦できる者としている。

④ **検定料　１７，０００円**

検定料は郵便局において17,000円の郵便普通為替を作成し，**受取人指定欄は記入しないこと。**

（注）１．第１段階選抜の不合格者（本学の推薦入学者選抜においては，法学部及び医学部の第１次選考で不合格となった者）に対しては，13,000円を返還する。

２．上記１に該当する者には，第１次選考結果通知の際に返還金請求書用紙を送付するので，平成17年２月28日までに申し出ること。

３．なお，上記１の場合以外は，いかなる理由があっても既納の検定料は返還しない。

⑤ **領収証書（控）**

「納入者」欄に出願者本人の氏名を記入すること。

⑥ **受験票送付用封筒**（本学所定のもの：クリーム色）１通

出願者本人の受信場所，郵便番号，氏名を記入し，350円分の切手をはること。

なお，団地・アパート等に居住している人は，棟番号，戸番まで必ず記入すること。下宿等の場合は，「○○方」などの方書きを必ず記入すること。

⑦ **返信用封筒**（本学所定のもの）１通

出願者本人の受信場所，郵便番号，氏名を記入すること。切手をはる必要はない。

なお，団地・アパート等に居住している人は，棟番号，戸番まで必ず記入すること。下宿等の場合は，「○○方」などの方書きを必ず記入すること。

⑧ **推薦書**（本学所定のもの）

本学所定の用紙に，記入作成の上，厳封したものであること。

（注）「推薦書」の記載責任者は，志願者本人を熟知し，評価できる教諭であること。

また，複数の教諭による評価でもよいが，その場合には，「推薦書」の記載責任者欄に作成者全員の氏名等を記入すること。

⑨ **志願理由書**（本学所定のもの）

本学所定の用紙に，志願する理由，抱負などを記入すること。

（注）理学部志願者は提出を要しない。

⑩ **推薦入学者選抜結果通知書**（本学所定のもの）

本学所定の用紙に記入の上，580円分の切手を貼付したものを法学部及び医学部の志願者は２通，理学部及び農学部の志願者は１通を必ず提出のこと。

⑪ **出願書類受領書・領収証書**

出願者本人の受信場所，郵便番号，氏名及び志願学部名を記入し，50円切手をはること。

⑸ 受験票の交付

受験票は，平成17年１月27日㈭に発送する。

なお，平成17年１月31日㈪までに到着しない場合は，入学試験事務室に確認すること。

⑹ その他

① 出願書類に虚偽の記入をした者に対しては，入学後でも入学許可を取消すことがある。

② 出願後は，提出書類の書き換え及び返却は認めない。

③　入学試験に関する照会については，入学試験事務室において取り扱う。

文書での照会については，照会者本人の受信場所，郵便番号，氏名，志望学部を記載し，80円切手をはった返信用封筒を同封のうえ問い合わせること。

④　各学部が作成する学部紹介の小冊子を希望する場合には「名古屋大学の概要　4．学部・学科」を参照のこと。

4．入学志願票記入上の留意事項（黒インク又はボールペンで記入すること。）

⑴　入学志願票は，「推薦入学者」用（白色）を使用すること。

⑵　文字は**かい書**で記入すること。また，枠外にはみださないこと。

⑶　コードを記入する欄は，該当するコードを間違いのないように記入すること。

⑷　※のある欄は，記入しないこと。

⑸　「氏名」欄の氏名は，**かい書**でていねいに記入し，（フリガナ）は，カタカナで記入のうえ，性別は該当の箇所を○で囲むこと。

なお，外国人は，外国人登録済証明書記載の氏名を用いること。ただし，外国人登録済証明書に通称名が併記されている場合は，通称名を用いてもよい。

⑹　「志望学部」欄は，学部・学科・専攻コード一覧表を参照し，次により記入すること。

①　「学部名」・「学部コード」欄は，一覧表により志望学部名と志望学部コードを記入すること。

②　医学部医学科，農学部を志願する者は，「学科・専攻名及びコード」欄に，志望する学科名とそのコードを記入すること。

③　医学部保健学科を志願する者は，「学科・専攻名及びコード」欄に，志望する専攻名とそのコードを記入すること。

⑺　「連絡先」欄は，出願書類等について大学から照会する場合に使用するので，その連絡先の電話番号を記入すること。

⑻　「合格通知書送付先」欄は，入学試験の合格者本人に，合格通知書及び入学手続書類を郵送するので，合格発表時点の受信場所（番地・団地名等まで詳細に）及び電話番号を記入すること。

⑼　本学の同一学部の前期日程及び後期日程に出願するか否かについて，志願票下欄の「出願する」「出願しない」のいずれかを○で囲むこと。

⑽　「平成17年度大学入試センター試験受験教科・科目申告票」には，平成17年度大学入試センター試験において，受験したすべての科目について該当する記号を○で囲むこと。

なお，本募集要項に記載のとおり，大学入試センター試験の教科・科目のうち，各学部（学科）が定める教科・科目をすべて受験していなければ，推薦入学者選抜を受験しても合格者とはならないので注意すること。

学部・学科・専攻コード一覧表（推薦入学者選抜用）

①学部コード

学部コード	
法学部	3
理学部	6
医学部	7
農学部	9

②学科・専攻コード

医学部学科・専攻コード	
医学科	A
保健学科専攻コード	
看護学専攻	B
放射線技術科学専攻	C
検査技術科学専攻	D
理学療法学専攻	E
作業療法学専攻	F

農学部学科コード	
資源生物環境学科	A
応用生物科学科	B

5．合格者発表

⑴　選抜結果の通知

志願者に「推薦入学者選抜結果通知書」を電子郵便(レタックス)により，平成17年２月９日㈬に発送する。平成17年２月10日㈭16時までに到着しない場合は，入学試験事務室に確認すること。

⑵　合格通知書

合格通知書は，平成17年２月９日㈬に本人あてに発送する。なお，入学手続書類も併せて送付する。

6．入学手続

入学手続は，「平成17年度大学入試センター試験受験票」，「平成17年度名古屋大学推薦入学者選抜受験票」「合格通知書」，下記⑵の「授業料等学生納入金（入学料・授業料)」及び「印鑑」を持参の上，下表の学部指定日時により入学手続を行うこと。

所定の期間内に入学手続を行わない場合は，本学への入学を辞退した者として取り扱うので十分注意すること。

なお，本学は自家用車での入構はできないので，必ず公共交通機関を利用すること。

⑴　日時・場所

場所	期　　日	時　　間	対　　象　　者
名古屋大学シンポジオン	平成17年２月16日㈬	９：00～11：30	推薦入学者選抜の合格者（法学部，経済学部，理学部，医学部，工学部，農学部に入学する者）
		13：30～16：30	
	平成17年２月17日㈭	９：00～11：30	やむを得ない事情により，上記入学手続指定日時に手続できない者〔必ず前もって入試課入試掛（電話(052)789-5765）へ連絡のこと。〕
		13：30～17：00	

（注）　入学手続は，学部指定の日時に完了すること。

※　名古屋大学シンポジオンの場所は，配置図で確認すること。

○やむを得ない事情により，郵送で入学手続を行う場合は，**必ず前もって入試課入試掛［電話（052-789-5765)］に連絡した上で，平成17年２月17日㈭16時（必着・厳守）までに，名古屋大学入学試験事務室に必要書類（入学料・授業料を含む。）を書留で郵送のこと。ただし，この指定日時までに到着しなかった場合は，入学を辞退した者として取り扱うので，特に留意すること。**

（注）　郵送により入学手続を行う場合は，上記の「大学入試センター試験受験票」，「名古屋大学推薦入学者選抜受験票」，「合格通知書」，「授業料等学生納付金(入学料・授業料)」，「返信用封筒(自己の受信場所を記入し，80円切手をはること。)」及び必要書類を同封すること。

⑵　授業料等学生納付金

①　**入学料**　　２８２，０００円

②　**授業料　前期分**　２６０，４００円（予定額）

（年額　５２０，８００円)(予定額)

なお，入学時または在学中に授業料の改定が行われた場合には，改定時から新たな授業料額が適用される。

（注）
①　授業料は，希望により前期分の納入の際に後期分も併せて納入することができる。
②　前期分の授業料について上記の手続期間に納入しないときは，平成17年４月１日から４月30日までの間に納付すること。
③　納入済の入学料及び授業料は返還しない。ただし，授業料については，入学手続完了者が，平成17年３月31日までに入学を辞退した場合には，納付した者の申し出により当該授業料相当額は返還する。
④　入学料，授業料は郵便局において，282,000円及び260,400円（後期分も併せて納入する場合は520,800円)の郵便普通為替をそれぞれ作成すること。なお，**受取人指定欄等には一切記入しないこと。**

⑶　**提出書類**

宣誓書等（詳細は合格通知書とともに送付する入学手続関係書類に記載するので，熟読のこと。）

⑷　**留意事項**

①　入学手続の際，「大学入試センター試験受験票」及び「名古屋大学推薦入学者選抜受験票」に入学手続完了の証明として本学大学名を押印する。

②　合格者は，所定の期日までに入学手続又は入学辞退手続を必ず行うこと。

③　入学手続完了者及び入学辞退手続を行ったが許可されなかった者並びに上記②の手続をいずれも行わなかった者は，本学及び他大学（「国公（私）立大学一覧」の大学・学部）の一般選抜を受験しても，その合格者とはならないので注意すること。

７．個人情報について

国公立大学の一般選抜における合格決定業務を円滑に行うため，氏名及び大学入試センターの受験番号に限って，推薦入学の合否及び入学手続等に関する個人情報が，独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達される。

出願資格（３のオ）により出願する者について

１．出願資格（３のオ）により出願できる者

本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，平成17年３月31日までに18歳に達するもの。

２．審査体制

本学の入学試験制度検討委員会のもとに，入学資格審査部会を置く。

３．審査方法

申請者から提出された書類等に基づき，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するかを審査する。

４．申請手続等

必要書類等については，事前に下記まで問い合わせのうえ，平成17年１月25日㈫（必着）までに書留郵便とし封筒表面に「入学資格認定申請書類」と朱書し，申請すること。

申請書類等問い合わせ（送付）先

〒464－8601　名古屋市千種区不老町　名古屋大学学務部入試課

TEL　052－789－5765

FAX　052－789－2188

５．審査結果の通知

本学において，個別の入学資格審査を実施し，その結果を速やかに本人宛書面で通知する。

６．その他

個別の入学資格審査により出願資格有りと判定された者は，本募集要項に従い，出願手続きを行うこと。